

官報

平成十一年十一月十九日

○第百四十六回 参議院會議録第六号

平成十一年十一月十九日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第六号

平成十一年十一月十九日

午前十時開議

- 第一 千九百九十九年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件
- 第二 千九百九十九年七月二十一日に国際コーヒー理事会決議によって承認された千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件
- 第三 日本放送協会平成九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

○本日の會議に付した案件

- 一、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案(趣旨説明)
- 以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。
この際、日程に追加して、

平成十一年十一月十九日 参議院會議録第六号

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。白井法務大臣。

(國務大臣白井日出男君登壇、拍手)

○國務大臣(白井日出男君) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

我が国社会においては、平成六年、七年に、毒性物質であるサリンを使用してのいわゆる松本サリン事件及び地下鉄サリン事件が相次いで発生し、不特定多数の者の生命身体に対し極めて甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しいところであります。

最近の国際情勢を見ても、多数の死傷者を出した平成十年八月のケニア、タンザニアにおける米国外使館同時爆破事件に代表されるように、公共の場所での爆弾を爆発させるなどして多くの一般市民を犠牲にする無差別大量殺人事件が多発いたしております。

このように、無差別大量殺人行為は、平穩な市民生活にとって重大な脅威となる上、これを団体

が行う場合には、秘密裏に計画準備されて実行に移されるため犯行の事前把握が極めて困難であることなどから、犯行の実現可能性も高く、また、団体が一定の目的を達成するための手段としてこれを敢行する場合には、反復して実行される危険性が高いのであります。

そこで、この法律案は、このような無差別大量殺人行為の特性を踏まえて、過去に無差別大量殺人行為を行った団体について、現在も危険な要素を保持していると認められる場合に、迅速かつ適切に対処するため、必要な法整備を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の主要点について御説明申し上げます。

第一は、過去に団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体であつて、現在も危険な要素を保持している団体を適用対象とするものであります。

第二は、公安審査委員会が、対象団体について、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認めた場合、一定期間、公安調査庁長官の觀察に付し、公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けるとともに、必要に応じ当該団体が所有しまたは管理する土地または建物への立入検査を行い得る觀察処分の制度を設けるものであります。

第三は、公安審査委員会が、対象団体について、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止する必要があると認めた場合、または、第二の觀察処分に付された団体につき、不報告または立入検査妨害等があり、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認め

た場合、一定期間、土地または建物の新規取得の禁止、既存の土地または建物の使用禁止、無差別大量殺人行為の関与者等に一定の団体の活動に参加させることの禁止、加入強要、脱退妨害の禁止、金品等の贈与を受けることの禁止等の処分を行い得る再発防止処分の制度を設けるものであります。

第四は、觀察処分及び再発防止処分の判断手続を迅速に行い得るようになるための手続規定を設けるものであります。

第五は、政府が、毎年一回、国会に対し、この法律の施行状況を報告することとするともに、公安調査庁長官が関係地方公共団体の請求により、觀察処分に基づく調査の結果得られた情報について、個人の秘密等を害するおそれがある事項を除き、提供できることとするものであります。

第六は、本法による規制をより実効性あるものとするため、警察当局との協力関係につき、所要の措置を講じるものであります。

第七は、規制の実効性を担保するため、立入検査妨害及び再発防止処分に伴う役職員または構成員等の禁止行為違反等につき、所要の罰則を設けるものであります。

以上がこの法律案の趣旨であります。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第でございますが、この法律案につき、衆議院におきまして一部修正がなされております。

その第一は、本法の目的についてであり、本法は、我が国において、団体の活動としてサリンを使用して無差別大量殺人行為が行われ、その団体が依然として危険な要素を保持しつ

議事日程追加の件 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案(趣旨説明)

平成十一年十一月十九日 参議院會議録第六号

無差別大量殺人行爲を行った団体の規制に関する法律案(趣旨説明)

二

つ活動しており、そのことに国民が大きな不安と危険の念を抱いているという現状にかんがみ、過去に例えばサリンを使用するなどして無差別大量殺人行爲を行った団体について、現在も危険な要素を保持していると認められる場合に、これに迅速かつ適切に対処するための必要な規制措置を定め、もって国民の生活の平穩を含む公共の安全の確保に寄与することを目的とするものでありますので、その趣旨を明記するものであります。

第二は、本法律案の適用対象団体の範囲についてであります。本法律案による規制処分は、無差別大量殺人行爲を行った団体の活動に対して一定の制約を課すものでありますので、その団体の範囲を明確に限定するため、団体の役員または構成員が当該団体の活動として行った無差別大量殺人行爲のうち、この法律の施行の日から起算して十年以前にその行爲が終わったものを除外するものであります。

第三は、観察処分及び再発防止処分の取り消しについてであります。公安審査委員会は、これらの処分の必要がなくなったと認めるときは、その職権によりこれを取り消すことができるとされており、当該団体においても、公安審査委員会に対して、職権による取り消しを促すことができることを法律上明らかにするものであります。

第四は、団体の所有等に係る土地または建物についてであります。本法律案による立入検査は、観察処分を受けている団体が所有しまたは管理する土地または建物を対象として実施されるものでありますので、公安審査委員会による観察処分の決定またはその取り消しの判断に資するため、公安調査庁長官が、公安審査委員会規則の定めると

ころにより、団体が所有しまたは管理する土地または建物について、これを特定するに足りる事項を記載した書面を公安審査委員会に提出するものとするものであります。

第五は、法律の施行後の見直しについてであります。この法律案は、我が国においてサリンを使用して無差別大量殺人行爲を行った団体が依然として危険な要素を保持し、そのことに国民が大きな不安と危険の念を抱いているという特別な事情に対処することを念頭に置いたものでありますので、この法律について、その施行の日から起算して五年ごとに、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとするものであります。

以上のとおり修正がなされております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。竹村泰子君。

(竹村泰子君登壇、拍手)

○竹村泰子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題とされました無差別大量殺人行爲を行った団体の規制に関する法律案に対し、質問いたします。

平成七年三月二十日に発生した地下鉄サリン事件は、十一人の死者と五千五百人もの重軽症者を出しました。この事件は、オウム真理教が組織としてサリンという猛毒を散布することにより、通勤途上等にあった多数の一般市民を無差別に殺傷したという、我が国の犯罪史上ではもとより、世界にも類例を見ない残酷きわまりない犯罪でありました。その前年の六月には、松本市で七人もの

とうとい命が、やはりオウム真理教によるサリン散布の犠牲となられていたのであります。

特に、坂本弁護士一家殺害事件は、この事件を早期にオウム真理教に照準を当てて捜査しておけば、これらの悲惨な事件は未然に防ぐこともできたのではないかと、当時の関係機関の対応は緩慢きわまりないものでありました。私は、当時のオウム真理教に対する政治、政府の責任をまず問いたしたいと思ひます。法務大臣並びに国家公安委員長の答弁を求めます。

平成七年十二月、オウム真理教は、宗教法人法に基づく解散命令が確定し、清算手続に入りしました。同時に、公安調査庁は、破壊活動防止法による解散処分請求を行いました。

しかしながら、六回の弁明手続を経た後、平成九年一月、公安審査委員会が下した決定は、解散指定適用要件である将来の危険性について、公安調査庁提出の証拠をもってしては、本団体が、今後ある程度近接した時期に、継続または反復して暴力主義的破壊活動に及ぶ明らかなおそれがあると認めるに足りるだけの十分な理由があると認めることはできないという理由で、オウム真理教に対する解散処分の請求を棄却したのでした。この際、公安調査庁提出の証拠のずさんさが明らかになったことは、記憶に新しいことであります。

オウム真理教が解散の指定を免れた時点で信徒の数は減少していましたが、最近再び活動を活発化し、全国各地に新たな活動拠点を求めて進出を図っています。それにつれて地域住民は過重な負担を強いられ、あちこちで住民の暴発のおそれすらあります。

自治体の首長も、住民票登録拒否、就学拒否などにつき連帯の対応を強いられるという事態に追い込まれております。当然、逆に言えば、オウムの信者たちは居住、移転、就学等で憲法上の権利が阻害されているわけです。

これらはひとえに、政治の対応がなかったために国民の不安を増大させてきたのではないのでしょうか。法務大臣の見解を求めます。

さて、今回の政府提出のこの法案は、新たな団体規制として、過去に無差別大量殺人行爲を行った団体を対象として、活動状況に関する報告徴取と団体施設への立入検査を行う観察処分と、団体の危険性が増大した場合や立入検査妨害があった場合に施設の取得や使用を禁止する再発防止処分を導入しようとするものですが、幾つかの問題点があります。

第一に、観察処分による住居の立入検査に当たっては、令状を必要としないということですが、憲法第三十五条は、住居不可侵の自由を保障し、住居の立ち入りには捜索する場所を明示する令状が必要であると定めております。令状なしに住居に立ち入ることは、憲法違反ではないかとの疑問も寄せられています。また、再発防止処分としての施設の使用禁止は、公安審査委員会の判断によるものであって、裁判所に判断を求めるものではありません。

このように重大な人権制限を伴うにもかかわらず、厳格な手続を要求していないこの法案の合憲性を、まず問いたしたいと思ひます。法務大臣は、本法案の合憲性についてはどのようにお考えなのでしょうか。相手がオウムの信徒であれば人権を全く無視しても構わないとお考えなのではないでしょうか。

第二に、本法案の第五条第一項第五号は、觀察

処分の要件の一つとして、「前各号に掲げるもの

のほか、当該団体に無差別大量殺人行爲に及ぶ危

険性があると認めるに足りる事実があること。」と

規定し、第八条第一項第八号は、再発防止処分の

要件の一つとして、「前各号に掲げるもののほ

か、当該団体の無差別大量殺人行爲に及ぶ危険性

の増大を防止する必要があるとき。」と規定してお

りますが、これらの要件はいずれも極めてあいまい

であり、公安調査庁及び公安審査委員会による

拡大解釈を許すとの指摘があります。

人権を制限して不利益を課すには、明確な手続

によらなければならないとするのが憲法三十一条

の適正手続の保障の趣旨であると考えますが、法

務大臣の見解をお伺いいたします。

第三に、本法案は、破壊活動防止法と同様に、

公安調査庁と公安審査委員会による団体規制の仕

組みを採用しています。また、第二条、「この法

律の解釈適用」及び第三条、「規制の基準」は、破

壊活動防止法の第二条及び第三条と全く同じ条文

です。本法案と破壊活動防止法との関係はどのよ

うになっているのでしょうか。

また、さきに述べましたように、平成九年のオ

ウム真理教に対する破壊活動防止法による解散処

分請求において、公安調査庁はさまざまな実態をさ

らけ出しました。にもかかわらず、本法案におい

ても、公安調査庁に規制の中心的役割を与える理

由は何でしょうか。また、実際にオウム教団に対

する実効性のある規制ができるのでしょうか。

私たちは、組織と情報量を活用する意味で、国

家公安委員会と警察庁に中心的な役割をゆだねる

べきだと考えますが、法務大臣の見解を問うもの

であります。

第四に、衆議院において違憲の疑いが強いとの

懸念が示された立入調査について、公安調査庁長

官は、公安審査委員会に対し、事前に通告すると

ともに、事後に報告することとする修正が行われ

ましたが、国民の基本的な人権を制限する処分に

は、公安審査委員会ではなく裁判所の判断を介在

させ、法の厳格適用、人権の保障に配慮した措置

をとるべきではないか、特に、再発防止処分につ

いては、裁判所の許可を必要とすべきではないか

との主張もありますが、法務大臣の見解はいかが

でしょうか。

最後に、本法案は、国民の基本的な人権に対し

て、司法の判断を介入させることなく重大な制約

を加えようとするものであります。公安・警察当

局の権限の乱用を抑制するためには、「五年ごと

に、「廃止を含めて見直しを行うものとする。」と

の附則修正が単なる形式にとどまっているだけで

はなく、実効性が確認でき、オウム真理教の危険

性がなくなったら、必ず廃止することとしなけれ

ばなりません。

衆議院における修正の意義をどうとらえている

のか、法務大臣にお尋ねをし、二度と再び無差別

大量殺人行爲を起すオウム真理教のような組織

が事件を犯すことのないよう心から強く願い、民

主党・新緑風会を代表しての私の質問を終わります。

(拍手)

(国務大臣白井日出男君登壇、拍手)

○国務大臣(白井日出男君) 竹村議員にお答えを

申し上げます。

最初に、オウム真理教による一連の事件は、早

期に同教団に照準を合わせ捜査をしていれば、未

然に防止することができたのではないかとのお尋

ねがございました。

檢察は、坂本弁護士一家殺人事件などオウム真

理教関係者による一連の不法事犯につきまして

は、警察当局と緊密に連携をとりながら、事件の

全貌を解明するため、その時々におきまして、そ

れまでに収集された証拠を総合勘案しつつ、限ら

れた条件の中で全力かつ適切に対処してきたもの

と考えております。

次に、いわゆるオウム真理教に関してさまざまな

な問題が起こったのは、政治の対応がなかったか

らではないかとの御質問がございました。

御指摘のとおり、各地の自治体の関係者の方々

は、オウム真理教が過去みずからが実行した無差

別大量殺人行爲に対する反省、謝罪の意を全く表

明せず、危険な体質を維持しながら各地に進出し

ていることに対する住民の方々の大きな不安と危

惧の念を背景に、さまざまな問題について苦渋の

選択をされているものと推察をいたしていること

でございます。

政府といたしまして、関係省庁が緊密な連絡

をとりつつ、現行の各種法規を駆使して最大限の

対応をしてきたのでございますが、それには限界

があり、基本的には団体活動を規制する措置が不

可欠であるとの認識に至りまして、本国会に本法

案を提出いたしました次第でございます。

オウム真理教の信者の転入拒否、子供の就学拒

否等の問題につきましては、信教の自由、居住・

移転の自由、教育を受ける権利等、信者側の人権

にかかわる反面、住民の平穏で安全な生活の確保

という住民側の人権にもかかわるものでございま

して、その解決に当たりましては、本法によって

住民の方々の不安を解消、緩和することが必ず

要であり、その上で、地元住民の方々の立場にも

十分配慮しつつ、政府全体として総合的な視点か

らの確に対処していく必要があると考えておりま

す。

次に、觀察処分による立入検査及び再発防止処

分としての施設の使用禁止に令状を必要としない

のは憲法第三十五条に違反するのではないかと

のお尋ねがございました。

無差別大量殺人行爲を行った団体に対する觀察

処分及び再発防止処分は、いずれも公共の安全の

確保に寄与することを目的として行われる行政処

分でございます。その判断は裁判所ではなく行政

庁がその責任においてすべきものでございま

す。

もとより、これらの規制は公共の福祉のために

許される必要かつ合理的な制約であり、その手続

も、これらの処分が国民の権利に直接かわりを

持つものであることにかんがみ、原則として公開

することとし、対象団体側に口頭で意見を述べる

機会を与えた上で、独立性を持った準司法機関で

ある公安審査委員会が判断をするという団体の権

利保障に手厚い仕組みをとるものでございます。

また、觀察処分の実施の一環として行われる立

入検査も、その目的、作用、強制的態様、程度、

觀察処分に付された団体の活動を明らかにする必

要性、公共・公益性、緊急性などからして十分合

理性のあるものでございます。したがって、

御指摘の点につきましては、いずれも憲法第三十

五条の法意に反するものとは考えておりません。

次に、本法案の第五条第一項第五号及び第八号

第一項第八号の要件は、いずれも極めてあいまい

平成十一年十一月十九日 参議院會議録第六号

無差別大量殺人行爲を行った団体の規制に関する法律案(趣旨説明)

四

であり、憲法三十一條の適正手続の保障の趣旨に反するのではないかとお尋ねがございました。
 観察処分の要件を定める本法第五條第一項は、団体が危険な要素を保持していると認められる場合を類型的に規定いたしております。そのうち、第一号から第四号が典型的なものを例示したものであるのに対し、第五号はこれらと同種あるいは類似のものを意味するものでございます。

また、再発防止処分の要件を定める第八條第一項は、危険な要素を保持している団体について、このような危険な要素が量的、質的に増大しており、あるいはこれを増大させようとしていると認められる場合を類型的に規定しており、そのうち、第一号から第七号が典型的なものを例示してあるものであるのに対し、第八号はこれらと同種あるいは類似のものを意味するものでございませう。したがって、いずれの要件も明確であり、適正手続の保障の趣旨に反することはないと考えております。

次に、本法案と破壊活動防止法との関係についてお尋ねがございました。
 破壊活動防止法においては、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体につき、継続または反復して、将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認められた場合に、そのおそれを除去するために、活動制限処分または解散指定処分を行うことができることになっております。

これに対し、本法案は、オウム真理教を念頭に置いて、無差別大量殺人行爲が、暴力主義的破壊活動のうちでも治安の根幹をも揺るがしかねない極めて危険な行爲であつて、再発を防止すること

が困難で反復性が強いという特性を有することにかんがみ、これを団体の活動として行った団体については、公共の福祉の観点から実効ある規制を行うことが社会的に強く要請されることから、緊急の措置として、破壊活動防止法の規制とは異なる手法による観察処分及び再発防止処分という規制措置を、迅速な手続によって行う新たな団体規制の仕組みを設けるものでございます。

このように、本法案は、オウム真理教を念頭に置いた当面の緊急の措置として新たな団体規制の仕組みを設けるものでございまして、破壊活動防止法とは制度の趣旨及び内容を異にするものでございます。

次に、公安調査庁に規制の中心的役割を与える理由及び実際にオウム真理教に対する実効性ある規制ができるのか、また、国家公安委員会と警察に中心的役割をゆだねるべきではないかとのお尋ねがございました。

まず、本法案は、現行法体系上唯一の団体規制法である破壊活動防止法と同じく、公安調査庁長官が調査及び処分の請求を行い、これと全く独立して職権を行使し、準司法的機能を有する公安審査委員会が処分を行うことにより、処分の中立性、公平性を確保できるよう慎重を期したものであります。

また、公安調査庁はもとより、この法案成立後は、この趣旨を十分踏まえ、その使命と責任を果たすべく適切に対処してまいります。しかも、本法案においては、警察の有する情報力や組織力の活用を図るため、公安調査庁長官の処分請求に係る警察庁長官の意見陳述や意見陳述のための警察職員の調査及び立入検査等の規定を盛り込んでこ

ざいます。このような点からも、この法案による規制措置は十分に実効性あるものになると確信をいたしております。

なお、国家公安委員会は、警察行政の民主的管理及び政治的中立性の確保を主眼に設けられたものでありまして、設置の当初よりいわゆる団体規制に係る処分を所掌事務としてはこなかったところでございます。したがって、今回の法案においても、国家公安委員会は無差別大量殺人行爲を行った団体の規制の処分機関とはせず、また、警察庁に規制の中心的役割をゆだねることもしなかつたのであります。

次に、権利を制限する再発防止処分等については裁判所の許可を必要とするべきではないかとのお尋ねがございました。

再発防止処分と観察処分は、いずれも公共の安全の確保に寄与することを目的として行われる行政処分であり、行政庁がその責任において判断をすべきものでありますので、裁判所の許可を必要とすることは適当ではないと考えております。

なお、本法案においては、これらの処分について、独立して職権を行使することが保障され、かつ、準司法機関である公安審査委員会がその判断をする仕組みとし、処分の中立性、公平性を確保できるよう慎重を期していることを申し添えたいと思ひます。

また、本法案の立入検査については、その前提となる観察処分が準司法機関である公安審査委員会によって行われるという意味で慎重な手続が踏まれておりますが、さらにその適正な執行を確保するため、その事前と事後に公安審査委員会への通報を行うことを実務上予定いたしております。

最後に、衆議院におけるこの法案の修正により、廃止を含む見直しに関する規定が附則に設けられましたが、その意義についてお尋ねがございました。

この法案は、我が国においてサリンを使用して無差別大量殺人行爲を行ったオウム真理教が依然として危険な要素を保持し、そのことに国民が大きな不安と危惧の念を抱いているという特別な事情に対処することを念頭に置いたものでございませう。

この法案の成立後においても、政府は、この法律の適正な運用を確保するとともに、この法律による一年ごとの報告等につき積極的に対応いたしてまいりますが、その施行の日から起算して五年ごとに、この法律に基づく規制処分の実効性、規制対象団体の危険な要素の消長など、この法律の施行状況やいわゆるテロ対策等について検討を加え、その結果に基づいて、その廃止の是非も含めた見直しについて議論がなされることは、大いに意義あるものと考えております。(拍手)

(国務大臣保利耕輔君登壇、拍手)
 ○国務大臣(保利耕輔君) 竹村議員にお答えを申し上げます。

坂本弁護士事件についてのお尋ねでございますけれども、事件発生当時におきましては、オウム真理教があれほど凶暴な犯罪を敢行する集団であるという認識を十分に持っていないものでしたものですから、県警察においては、当初あらゆる角度からの捜査をいたしていたものと承知をいたしております。その後、捜査が進みまして、坂本弁護士と同教団の対立関係の詳細が明らかになるにつれて、同教団に力点を置いた捜査を進めたものでございます。

しかしながら、閉鎖性の強い団体の犯行でございまして、かつ、組織的な証拠隠滅活動もなされましたことから、多岐にわたる捜査を丹念に行う必要がございまして、事件発生から約六年を経て検挙に至ったものでございますが、警察としては懸命な捜査を尽くしたものと承知をいたしてございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 富樫練三君。

(富樫練三君登壇、拍手)

○富樫練三君 私は、日本共産党を代表して、いわゆるオウム教団規制法案について質問をいたします。

現在のオウム集団は、松本サリン事件、地下鉄サリン事件など、無差別大量殺人等の一連の凶悪犯罪について一切の謝罪も反省もいまま全国各地へ進出しています。これに対する地域住民や自治体、国民全体の不安は非常に高まっているのであります。去る十月十四日には、全国知事会、市長会、町村会が連名で、国に対してオウム規制立法を要望しています。

私は、こうした国民の強い要求にこたえ、地域住民の不安を解消するために、現行法の厳正な適用とともに、オウム規制のための実効性ある立法措置が必要であるとの立場から質問をいたします。

質問の第一は、規制すべき対象となる団体の限定についてであります。

現在、国民が求めていることは、無差別大量殺人等の凶悪犯罪を過去に起こしたオウム集団に対して法的規制措置を加えることにより、オウム犯

罪の再発防止、国民生活の安全確保と不安を解消することであります。その際、重要なことは、憲法の基本的人権の原則に照らして、集会、結社の自由を侵害したり、そのような乱用を許さない、一点の疑いもない措置をとる必要があることであると思います。これは我が憲法のもとで当然のことと考えますが、まずこの点について法務大臣の所見を伺います。

したがって、オウム規制法における規制対象団体は、当然のことながらオウム集団に限定されなくてはなりません。また、その他の団体に対する乱用の危険性を排除するためにも、対象はオウムに限定するべきではありませんか。ところが、政府案は、第四条で、「無差別大量殺人行為」とは、破壊活動防止法第四条第一項第二号に掲げる暴力主義的破壊活動であるとして破防法を準用しているため、規制対象団体をオウム集団に限定できないものになっているのではないですか。

また、修正案によって、過去十年以前に行いが終わったものを除くという限定を加えています。が、これでもなおオウム集団に限定できる保証はないのではありませんか。

現在の緊急課題は、オウム集団を迅速、効果的に規制することであり、オウム以外の団体にまで規制の網をかけていくことではありません。なぜ法務大臣は規制対象団体をオウム集団に限定できない法的枠組みを使うのですか。

規制の対象をオウム集団に限定するためには、日本共産党提出の法案どおり、一連のオウム事件に対して既に制定されているサリン等による人身被害の防止法、これを強化、改正し、規制対象団体を、サリン等を発散させ、無差別大量殺人を行

った団体に絞ることが一番的確な方法であると考えますが、法務大臣の明確な答弁を求めます。次に、規制のための法的枠組みについてであります。

政府案は、破防法を土台としているために、必然的に規制対象団体の要件に政治上の目的が加わります。したがって、オウム集団を規制対象団体に認定しようとする場合、政治上の目的という要件が加わることで、その立証をしなければなりません。その結果、集団を規制対象団体に認定することが一層困難になるのではありませんか。それでは、迅速かつ効果的な規制は期待できないではありませんか。

現にオウム集団は、みずから犯した一連の凶悪犯罪について何一つ反省するどころか、今回の政府提出法案の適用を免れるため、オウム真理教は純然たる宗教団体であり、現在のみならず将来にわたり危険な活動をする可能性が全くないので、破防法適用論は完全なる論外であるとしたパンフレットを配布し、政治目的による行動ではないとして、既に今から本法案の適用を免れるための策動をしているではありませんか。この事実を法務大臣はどう認識していますか。

それに対して日本共産党の対案は、九五年四月に全会一致で成立したいわゆるサリン防止法を改正し、政治目的などという要件は一切なしに、過去にサリン等を発散させ、無差別大量殺人を行った唯一の団体であるオウム集団に対し、迅速的確にオウム集団に対応できるものとなっています。これこそがオウム対策として最も効果的であり、かつオウム以外の団体にに対する乱用は完全に防止できる方法ではありませんか。

次に、規制の実施主体についてであります。政府案は、破防法の枠組みを土台としたために、規制の実施主体に公安調査庁を加えました。本来、破防法と公安調査庁は、民主的団体と民主的運動を監視し、これを規制しようという目的でつくられた憲法違反の仕組みであります。

現に、公安調査庁のやってきたことは、最近でも阪神大震災のボランティア活動やサッカーくじ法案反対の運動までも調査対象にし、監視してきたではありませんか。法務大臣はこの事実を認めますか。

しかも、八九年十一月の坂本弁護士一家殺害事件以来、オウムの犯罪行為に対して何の役割も果たしていません。その証拠に、公安調査庁が毎年発行している「内外情勢の回顧と展望」にオウムの名前が出てきたのは地下鉄サリン事件以降であり、坂本弁護士一家殺害事件が起きてから何と六年後のことでもあります。この事実を法務大臣は認識していますか。

このように、オウム集団に対し何の実効性も持たない破防法と公安調査庁が中心的役割を果たす政府案では、国民が求める機動的で実効あるオウム規制はできるはずがないではありませんか。

そもそも、オウム集団は宗教団体ではなく、大量殺人を過去に犯した暴力集団であります。そのオウム集団の犯罪再発を防止し、住民の安全を確保するために、破防法の手続を準用し、公安調査庁を規制機関にすることは、最初からのボタンのかけ違いであり、筋違いも甚だしいものであります。行政改革の論議の際、無用の行政庁としてその廃止まで検討された憲法違反の公安調査庁をあえて生き残らせ、さらにその権限を強化しようと

いうことではありませんか。このようなことは断じて容認できません。

それに対し、我が党提出のサリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案では、現行の暴力団による不当な行為の防止等に關する法律の系統を準用し、規制を行う機關を、犯罪から国民の生命、身体、財産を守る責務を負っている各都道府県公安委員会と各都道府県刑事警察としてゐることは、犯罪の防止という警察本来の目的に沿うものであります。同時に、現実にもオウム集団が策動しております地域の実情を最もよく把握しているのが都道府県公安委員会と都道府県警察であるという現状から見て、オウム集団の規制という立法目的に最もよく合致するものであります。

このように、オウム対策を現実的かつ速やかな実効性を持たせるためには、手続と規制機關を都道府県公安委員会と刑事警察とすべきではありませんか。法務大臣及び国家公安委員長の明確な答弁を求めます。

次に、修正案の見直し条項について質問いたします。

修正案によれば、廃止も含めて五年ごとに見直すことになっていますが、なぜ五年ごとに見直すことにしたのですか。修正案では規制対象をオウム集団に絞り切れないために、団体規制の乱用を恐れてのことではありませんか。

さらに、廃止を含めて見直すようになっていますが、これでは明確に廃止されるという法的保証はどこにもないではありませんか。これでは時限立法と言つにはほど通いものと言わなければなりません。法務大臣はどう理解されているのか、明確な答弁を求めます。

最後に、警察がオウムの一連の凶悪な事件について、初動捜査の甚だしいおくれに加えて、その後も断固たる厳正な捜査を遂げなかったことは国民の厳しい批判を受けました。その上、神奈川県警の我が党緒方宅盗聴事件のみも消し、さらに事もあるうちに、県警本部長を先頭とする組織的な犯罪隠ぺい工作など、言語道断の不正、腐敗は目に余るものがあります。

国民の期待にこたえて厳正にオウム対策を行うには、まずこうした警察の体質について厳しい反省を行うことが当然ではありませんか。国家公安委員長の認識と答弁を求めて、私の質問を終わります。

以上であります。(拍手)

(国務大臣曰井日出男君登壇、拍手)

○国務大臣(白井日出男君) 富樫議員にお答えを申し上げます。

最初に、憲法上の集会、結社の自由を侵害するような乱用を許さないことが重要であるとお尋ねがございました。

本法案では、その第二条及び第三条において、その乱用を厳しく戒めるなど、その規制が乱用にわたらないようにするための配慮が十分になされているものと考えており、御懸念には当たらないと考えております。

次に、対象団体を事実上オウム真理教に限定すべきではないかとお尋ねがございました。

本法案は、法文上その対象がオウム真理教のみに限られるわけではございませんが、現時点で適用対象となり得る団体は、事実上オウム真理教以外には考えられません。

また、対象団体の範囲に関連して、本法案が、例えばサリンを使用するなどして無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制措置を定めるものであることを明記し、かつ、無差別大量殺人行為のうち、この法律の施行の日から起算して十年以前にその行為が終わったものを除外する修正が衆議院においてなされております。したがって、御指摘の点につきましては適切な配慮がなされているものと考えております。

次に、本法案第四条第一項の定義に破壊活動防止法の概念を用いているために、オウム真理教以外の教団にも拡大適用されるのではないかとお尋ねがございました。

本法案は、無差別大量殺人行為がその被害の重大性、事前防止の困難性及び反復性という特性に照らし、公共の福祉の観点から最も許しがたい行為であることにかんがみ、迅速かつ実効性のある新たな規制措置を設けようとするものでございまして、その適用対象を事実上オウム真理教に限定するため、本法案第四条第一項では、その対象を不特定多数に対する殺人行為で政治目的を持ったものに限定し、しかも衆議院における修正によって、さらに施行の日から起算して十年以前にその行為が終わったものを除くなどの配慮を加えているところでございます。したがって、適用拡大あるいは破壊活動防止法の強化などの御指摘は当たらないものと考えております。

次に、適用対象をオウム真理教に限定できる保証はあるのかとお尋ねがございました。

本法案では、法文上その対象がオウム真理教のみに限られるわけではございませんが、ただいま申し上げましたとおり、現時点では事実上オウム

真理教以外には考えられません。

次に、サリン等による人身被害の防止に関する法律の改正による案をとるべきではないかとお尋ねがございました。

御指摘の案につきましては、その法律がサリン等の発散に係る個人の行為に対する刑罰と、被害防止のための人の退去やサリン等の回収などの措置を定めるものでございまして、その中にこれと異質の団体規制のための措置を盛り込むということに相当無理があるばかりでなく、規制の前提となる無差別大量殺人行為の手段をサリン等を発散させることにのみ限定することが適当かとの疑問があると言わなければなりません。

次に、法案第四条第一項の定義に政治目的が加わっていることによつて、その認定、立証はより困難になるのではないかとお尋ねがございました。

政治目的による対象の限定は、この法律の性格づけにおいて重要と考えるものであります。他方、これを加えるとしても、その要件は他の要件と同じく証拠によつて認定されるべきものであり、特に認定、立証を困難にするということはないと考えております。

次に、オウム真理教が規制を逃れるための策動をしていることを承知しているかとお尋ねがございました。

この点につきましては、オウム真理教がさきの破壊活動防止法に基づく解散指定処分請求があった際に、活動の自粛を装いながら、請求棄却後に再び活動を活発化させた経緯などを踏まえまして、御指摘のような主張あるいは最近の休眠宣言等は単なる規制逃れのための策動にすぎないと考えております。

次に、共産党案の方がオウム真理教を規制する上で効果的であり、適用対象も拡大しないのではないかとのお尋ねがございました。

しかし、政治目的を要件としても本法案のオウム真理教への適用に困難が生じるわけではありま

せんし、かえって政治目的を要件としない場合の方が適用対象の範囲を拡大することになることは明らかでございます。

次に、公安調査庁が違憲な組織かどうかについてお尋ねがございました。

憲法第二十一条第一項は結社の自由を保障しておりますが、破壊活動防止法は、過去に暴力主義的破壊活動を行った団体に対し必要な規制措置を定め、もって公共の安全の確保に寄与しようとするものでございまして、その規制は、公共の福祉の観点から必要かつ合理的な制約とすることができるとございまして、同法は憲法に違反するものではありません。したがって、同法等に基づき設置された公安調査庁が憲法に違反する組織でないことはもちろん、公安調査庁がこれまで行ってきた調査活動が憲法に違反するものであったとは考えられません。

次に、公安調査庁のオウム真理教についての調査開始時期についてのお尋ねがございました。

御指摘のとおり、公安調査庁においては、阪本弁護士一家殺害事件当時は残念ながらオウム真理教を本格的な調査の対象とするまでに至らず、平成七年三月の地下鉄サリン事件以降、オウム真理教が地下鉄サリン事件及び松本サリン事件に関与している疑いが濃厚となったことから、これを危険団体であると認識するに至りまして、同年五月十六日に教団を調査対象団体に指定し、本格的な調査を開始したものでございます。

次に、公安調査庁を中心として規制を行う本法案によつては、オウム真理教に対して有効な規制が期待できないのではないかとのお尋ねがございました。

公安調査庁は、破壊活動防止法による解散指定処分の請求が棄却された後も、引き続きオウム真理教の実態調査に努めてまいりました。加えて、警察当局の持つ情報力や組織力を活用できるような仕組みを設けておりますので、本法案の成立、施行後は十分に迅速かつ実効性ある規制を行うことができると考えております。

次に、いわゆるサリン法や暴力団対策法をもとにした共産党提出の法案の方が迅速かつ実効性ある規制が可能ではないかとのお尋ねがございました。

御指摘の案のもととなった法案は、いずれも個人の行為規制ないし処罰を定めるものでございまして、団体活動の危険性が問題となっている場合の実効性ある規制方法としては、現行の団体規制の枠組みを基礎とすべきものと考えております。

これに対し、本法案は、無差別大量殺人行為に関する危険な要素を保持しつつ活動している団体に対し観察処分や再発防止処分を迅速に行うことができ、また、警察当局の持つ情報力、組織力を活用できるような仕組みを設けたものでございまして、本法案の成立、施行後はオウム真理教に対し十分な実効性ある規制を行うことが可能であると考えております。

また、憲法上保障された結社の自由に対し制約を課す場合には、その実効性ととも手続の適正も必要でございまして、準司法機関である公安審査委員会が慎重な手続によつて処分を行う仕組み

とした本法案に比べますと、その点の配慮に欠けるのではないかと懸念がございまして。

次に、本法案に見直し条項を加えたことは、オウム真理教以外の団体への適用を恐れてのことではないかとのお尋ねがございました。

先ほども申し上げたとおり、過去十年以内に団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体に該当するのは事実上オウム真理教のみでございまして。

衆議院における本法案の修正により、廃止を含む見直しに関する規定が附則に設けられましたが、これは本法案が先ほども述べました特別な事情に対処することを念頭に置いたものでございまして、その施行の日から起算して五年ごとに、その法律に基づく規制処分の実効性、規制対象団体の危険な要素の消長など、この法律の施行状況やいわゆるテロ対策等について検討を加え、その結果に基づいて、その廃止の是非も含めた見直しを議論することとする趣旨であると説明されております。

また、本法案の適用範囲が広過ぎるとの懸念に

よるものではないということは明らかでござい

ます。

最後に、見直し規定を入れても、オウム真理教の危険性がなくなった場合には本法案が廃止される保証はあるかとのお尋ねがございました。

先ほども申し上げましたとおり、国会において、本法について十分な御審議がなされるものと

考えております。政府といたしましては、この御議論に資するため、この法律による一年ごとの報告等につき、積極的に対応してまいりる所存でございまして、国会により適切な判断がなされるものと

と考えております。(拍手)

〔国務大臣保利耕輔君登壇、拍手〕

○国務大臣(保利耕輔君) 富樫議員に対して二点についてお答えを申し上げます。

本法案は、公安審査委員会及び公安調査庁による現行の団体規制の仕組みを生かすことが基本であると考えております。

本法案は、規制措置を実効あらしめるために、公安調査庁の権限のほか、警察の有する情報力、組織力の活用を図るために必要な措置を講じておりまして、現行の団体規制の仕組みを生かしつつ、最大限の効果を上げようとするものであります。

御指摘のサリン等による人身被害の防止に関する法律や暴力団対策法は、本法案とは目的や対象を異にしていることから、本法案とは規制の枠組みもおのずから異なるものと承知をいたしております。

本法案が成立した場合、その運用を厳正な手続を踏みつつ行うことにより、無差別大量殺人行為の未然防止に効果を上げるものと考えております。

また、神奈川県警察の不祥事についてのお尋ねがございました。

法を厳正に執行すべき警察官、しかも元部長を含む主要幹部が送検されるという事態に立ち至ったことは、国民の警察に対する信頼を損なうものであり、まことに遺憾であります。

国家公安委員会としては、警察に対する国民の信頼を回復するため、今回の事件の反省を踏まえて、公安委員会の管理機能のさらなる充実を図るとともに、監察体制の強化を図るなど必要な措置を講ずるよう、警察庁に対し適切な指導を行ってまいりたいと考えております。(拍手)

平成十一年十一月十九日 参議院會議録第六号

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 千九百九十九年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件
日程第二 千九百九十九年七月二十一日に国際コーヒー理事会決議によって承認された千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外交・防衛委員長矢野哲朗君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔矢野哲朗君登壇、拍手〕

○矢野哲朗君 ただいま議題となりました条約二件につきまして、外交・防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、千九百九十九年の食糧援助規約は、本年六月三十日に失効した食糧援助規約にかわるものでありまして、世界の食糧安全保障に貢献すること、開発途上国に適切な水準の食糧援助を行うこと等について定めるものであります。

次に、国際コーヒー協定の有効期間の延長は、本年九月三十日に終了することになっていた千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間を二年

千九百九十九年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件外一件 日本放送協会平成九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

間延長し、コーヒーに関する国際協力を継続するとともに、国際コーヒー理事会における新たな協定の交渉のために時間的余裕を与えることを主たる目的とするものであります。

委員会におきましては、我が国が食糧援助規約を暫定適用した理由、食糧援助及び商品協定に対する我が国の基本方針、新コーヒー協定作成交渉の進捗状況等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両件を一括して採決いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百二十八
賛成	二百二十八
反対	〇

よって、両件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 日本放送協会平成九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。交通・情報通信委員長齋藤勤君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔齋藤勤君登壇、拍手〕

○齋藤勤君 ただいま議題となりました案件につきまして、交通・情報通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の平成九年度決算書類であります。放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て内閣から提出されたものであります。

その概要は、一般勘定において、平成九年度末における資産総額六千五百一十一億円に対し、負債総額は二千五百四十六億円、資本総額は三千八百四億円となっております。また、当年度中の損益の状況は、経常事業収入六千二百十七億円に対し、経常事業支出は六千二百一十一億円で、差し引き

経常事業収支差金は百九十六億円となっております。これに経常事業外収支差金及び特別収入を加え、特別支出を差し引いた当期事業収支差金は九十三億円となっております。この当期事業収支差金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越しております。

なお、本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない」旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、受信料収入と副次収入の増収策、通信と放送の融合に対する法制度のあり方、NHKの情報公開と経営効率化への取り組み、聴覚障害者向け放送の充実等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本件を委員長報告のとおり承認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九

賛成

二百二十九

反対

〇

よって、本件は全会一致をもって委員長報告のとおり是認することに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時六分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 斎藤 十朗君
副議長 菅野 久光君

鶴保 庸介君 魚住裕一郎君
渡辺 孝男君 中島 啓雄君
岩本 莊太君 入澤 肇君
福本 潤一君 山本 保君
森山 裕君 山崎 力君
阿曾田 清君 沢 たまき君
大森 礼子君 加藤 修一君
末広まきこ君 水野 誠一君
高橋 令則君 月原 茂昭君
松 あきら君 益田 洋介君
海野 義孝君 長谷川道郎君

菅川 健二君 平野 貞夫君
戸田 邦司君 但馬 久美君
弘友 和夫君 荒木 清寛君
山下 栄一君 松岡満壽男君
堂本 曉子君 田村 秀昭君
泉 信也君 風間 昶君
日笠 勝之君 森本 晃司君
木庭健太郎君 椎名 素夫君
田名部匡省君 渡辺 秀央君
星野 明市君 扇 千景君
浜四津敏子君 浜田卓一郎君
鶴岡 洋君 白浜 一良君
世耕 弘成君 脇 雅史君
山下 善彦君 山内 俊夫君
依田 智治君 森田 次夫君
森下 博之君 仲道 俊哉君
斎藤 滋宣君 国井 正幸君
水島 裕君 岩瀬 良三君
大野つや子君 市川 一朗君
常田 享詳君 畑 恵君
鈴木 正孝君 田浦 直君
保坂 三蔵君 岩永 浩美君
田村 公平君 阿部 正俊君
武見 敬三君 矢野 哲朗君
山崎 正昭君 河本 英典君
南野知恵子君 谷川 秀善君
加藤 紀文君 上野 公成君
服部三男雄君 佐藤 泰三君

岡 利定君 松谷蒼一郎君
須藤良太郎君 久世 公義君
鴻池 祥肇君 西田 吉宏君
若林 正俊君 田中 直紀君
陣内 孝雄君 清水嘉与子君
青木 幹雄君 野沢 太三君
井上 吉夫君 吉川 芳男君
岡野 裕君 鈴木 政二君
金田 勝年君 林 芳正君
山本 一太君 長峯 基君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君
久野 恒一君 岸 宏一君
木村 仁君 亀井 郁夫君
景山俊太郎君 馳 浩君
阿南 一成君 有馬 朗人君
岩城 光英君 加納 時男君
溝手 顕正君 亀谷 博昭君
北岡 秀二君 平田 耕一君
橋本 聖子君 中原 爽君
中島 眞人君 釜本 邦茂君
野間 起君 吉村剛太郎君
松村 龍二君 小山 孝雄君
太田 豊秋君 塩崎 恭久君
岩井 國臣君 海老原義彦君
片山虎之助君 尾辻 秀久君
鹿熊 安正君 大島 慶久君
狩野 安君 成瀬 守重君
鎌田 要人君 石渡 清元君
村上 正邦君 倉田 寛之君

竹山 裕君 真鍋 賢二君
石井 道子君 井上 裕君
岩崎 純三君 坂野 重信君
中村 敦夫君 羽田雄一郎君
木俣 佳文君 浅尾慶一郎君
松田 岩夫君 福山 哲郎君
郡司 彰君 佐藤 雄平君
海野 徹君 谷林 正昭君
小川 敏夫君 藤井 俊男君
高嶋 良充君 本田 良一君
小川 勝也君 齋藤 勲君
平田 健二君 朝日 俊弘君
和田 洋子君 前川 忠夫君
伊藤 基隆君 小山 峰男君
江本 孟紀君 直嶋 正行君
石田 美栄君 円 より子君
堀 利和君 今井 澄君
峰崎 直樹君 川橋 幸子君
岡崎トミ子君 篠瀬 進君
佐藤 泰介君 今泉 昭君
奥石 東君 足立 良平君
笹野 貞子君 千葉 景子君
山下八洲夫君 葉科 満治君
北澤 俊美君 角田 義一君
本岡 昭次君 寺崎 昭久君
吉田 久之君 竹村 泰子君
内藤 正光君 西川きよし君
小池 晃君 宮本 岳志君

福島 瑞穂君 小宮山洋子君

畑野 君枝君 小泉 親司君

照屋 寛徳君 松崎 俊久君

石井 一二君 八田ひろ子君

富樫 練三君 日下部清代子君

小林 元君 大沢 辰美君

井上 美代君 阿部 幸代君

須藤美也子君 谷本 巍君

清水 澄子君 長谷川 清君

柳田 稔君 岩佐 恵美君

林 紀子君 西山登紀子君

緒方 靖夫君 三重野栄子君

広中和歌子君 勝木 健司君

池田 幹幸君 笠井 亮君

吉川 春子君 山下 芳生君

大淵 絹子君 洲上 貞雄君

松前 達郎君 久保 亘君

吉岡 吉典君 市田 忠義君

筆坂 秀世君 橋本 敦君

立木 洋君 田 英夫君

山本 正和君 梶原 敬義君

国務大臣 法務大臣 白井日出男君

外務大臣 河野 洋平君

郵政大臣 八代 英太君

国務大臣 (国家公安委員長) 保利 耕輔君

議長の報告事項

一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

市田 忠義君

阿部 幸代君

地方行政・警察委員

阿部 幸代君

市田 忠義君

外交・防衛委員

尾辻 秀久君

松前 達郎君

財政・金融委員

中島 啓雄君

久保 亘君

国民福祉委員

吉村剛太郎君

尾辻 秀久君

農林水産委員

三浦 一水君

筆坂 秀世君

交通・情報通信委員

大沢 辰美君

筆坂 秀世君

予算委員

尾辻 秀久君

片山虎之助君

行政監視委員

櫻井 充君

角田 義一君

懲罰委員

久野 恒一君

村上 正邦君

岩崎 純三君

北岡 秀二君

小山 孝雄君

斉藤 滋宣君

森下 博之君

山崎 正昭君

川橋 幸子君

北澤 俊美君

松 あきら君

予算委員

尾辻 秀久君

片山虎之助君

村上 正邦君

北澤 俊美君

角田 義一君

寺崎 昭久君

本岡 昭次君

櫻井 充君

角田 義一君

久野 恒一君

村上 正邦君

岩崎 純三君

北岡 秀二君

小山 孝雄君

斉藤 滋宣君

森下 博之君

山崎 正昭君

川橋 幸子君

北澤 俊美君

松 あきら君

山本 保君

海野 義孝君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を中小企業対策特別委員会に付託した。

中小企業基本法等の一部を改正する法律案(閣法第一号)

昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交・防衛委員

久保 亘君

松前 達郎君

財政・金融委員

三浦 一水君

中島 啓雄君

松前 達郎君

久保 亘君

文教・科学委員

畑野 君枝君

筆坂 秀世君

農林水産委員

中島 啓雄君

三浦 一水君

交通・情報通信委員

筆坂 秀世君

畑野 君枝君

予算委員

橋本 敦君

小池 晃君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

中小企業対策特別委員

辞任

阿南 一成君

岩瀬 良三君

釜本 邦茂君

龜井 郁夫君

世耕 弘成君

森田 次夫君

脇 雅史君

足立 良平君

今泉 昭君

前川 忠夫君

海野 義孝君

西川きよし君

補欠

北岡 秀二君

山崎 正昭君

木村 仁君

小山 孝雄君

齊藤 滋宣君

森下 博之君

岩崎 純三君

石田 美栄君

江本 孟紀君

川橋 幸子君

山本 保君

石井 一二君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任

谷林 正昭君

円 より子君

補欠

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外交・防衛委員会

理事

鈴木 正孝君 (吉村剛太郎君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(橋本敦君外一名発議)

(参第五号)

同日衆議院から次の議案が提出された。

特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復

に関する特別措置法案(衆第三号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案(閣法案第一号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(橋本敦君外一名発議)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(東中光雄君外一名提出)

同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を

改正する法律案

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

日本放送協会平成九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書審査報告書

千九百九十九年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)審査報告書

千九百九十九年七月二十一日に国際コーヒー理事会決議によって承認された千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件(閣条第二号)審査報告書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

無期刑囚の仮出獄制度の運用及び外部交通の実状に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)

国土調査法に基づく地籍調査において新たに土地の表示の登記をすべき土地を発見した際の当該土地の所有者の認定方法に関する質問主意書(山下八洲夫君提出)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

審査報告書

千九百九十九年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年十一月十八日

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この規約は、千九百九十五年の食糧援助規約に代わるものであって、世界の食糧安全保障に貢献すること及び開発途上国の食糧上のニーズに対応するための国際社会の能力を改善することを目的とするものである。我が国がこの規約を締結することは、開発途上国における食糧不足を緩和するための国際協力に貢献するとの見

平成十一年十一月十九日 参議院会議録第六号

千九百九十九年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件

一一一

地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

この規約の実施のため、食糧又はこれに代わる現金を小麦に換算して年間三十万トンを最小限度として供与するための予算措置を必要とする。

千九百九十九年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件

右 国会に提出する。

平成十一年十一月八日

内閣総理大臣 小淵 恵三

千九百九十九年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件

千九百九十九年の食糧援助規約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百九十九年の食糧援助規約

前文

この規約の締結国は、千九百九十五年の食糧援助規約及び人間の消費に適する穀物の形態により毎年一千万トン以上の食糧援助を確保するという同規約の目的を再検討した上で、加盟国政府の間において食糧援助の間

題に関する国際協力を維持するという願望を確認することを希望し、

千九百九十六年にローマにおいて採択された世界の食糧安全保障に関する宣言及び世界食糧サミットの行動計画、特にすべての人のための食糧安全保障を達成し、飢餓を撲滅するために引き続き努力する旨の約束を想起し、

世界における食糧の価格及び供給の変動にかかわらずなく食糧援助が供与されることを保証することにより、食糧に係る緊急事態に対応し及び世界の食糧安全保障を改善するための国際社会の能力を向上させることを希望し、

世界貿易機関の加盟国の関係が後発開発途上国及び食糧純輸入開発途上国に係る措置に関し、千九百九十四年にマラケシュにおいて行った決定において食糧援助規約の下で確立された食糧援助の水準について再検討する旨を合意したこと及び千九百九十六年にシンガポールにおいて開催された閣僚会議において作成された勧告に従って再検討する旨を合意したことを想起し、

受益国及び加盟国が食糧援助及びこれに関連する問題についてそれぞれの政策を有していること並びに食糧援助の究極的な目的が食糧援助そのものの必要性を除去することであることを認識し、開発途上国における食糧安全保障を支える手段としての食糧援助の効果及び質を改善し、特に最も弱い人々の貧困及び飢餓を緩和すること並びに食糧援助の分野における加盟国間の調整及び協力を改善することを希望して、

次のとおり協定した。

第一部 目的及び定義

第一条 目的

この規約は、次のことにより、世界の食糧安全保障に貢献すること及び食糧に係る緊急事態その他の場合における開発途上国の食糧上のニーズに対応するための国際社会の能力を改善することを目的とする。

(a) この規約の定めるところにより、予測可能な方法で適切な水準の食糧援助が供与されるようにすること。

(b) 供与される食糧援助が、特に最も弱い人々の貧困及び飢餓を緩和することを目的とし並びに開発途上国における農業開発に適合することを確保するよう、加盟国に対し奨励すること。

(c) 食糧安全保障を支える手段として供与される食糧援助の影響及び効果を最大にし並びにその質を最高にするための原則を含めること。

(d) 食糧援助の実施のあらゆる側面における効率性及び食糧援助と他の政策上の手段との間の整合性を向上させるため、食糧援助に関連する問題に関する加盟国間の協力、調整及び情報の共有のための枠組みを提供すること。

第二条 定義

(a) この規約の適用上、文脈によって別に解釈される場合を除くほか、

(i) 「cost」は保険料及び運賃込みの経費をいう。

(ii) 「約束量」とは、次条(e)の規定に基づき加盟

国により毎年供与されるべき最小限度の食糧援助の量をいう。

(iii) 「委員会」とは、第十五条に規定する食糧援助委員会をいう。

(iv) 「拠出量」とは、この規約の規定に従って加盟国により毎年供与され、かつ、委員会に報告される食糧援助の量をいう。

(v) 「規約」とは、千九百九十九年の食糧援助規約をいう。

(vi) 「DAC」とは、OECDの開発援助委員会をいう。

(vii) 「開発途上国」とは、第七条の規定に基づき食糧援助を供与される資格を有する国又は地域をいう。

(viii) 「対象となる産品」とは、第四条に規定する産品であつて、加盟国により食糧援助として、かつ、この規約に基づく拠出として供与され得るものをいう。

(ix) 「事務局長」とは、国際穀物理事会の事務局長をいう。

(x) 「Tonnage」とは、本船渡しをいう。

(xi) 「食糧」又は「援助食糧」には、適当な場合には、食糧作物の種子を含む。

(xii) 「加盟国」とは、この規約の締結国をいう。

(xiii) 「微量栄養素」とは、第四条(c)の規定に基づき加盟国の拠出量の一部として算入することのできる食糧援助の産品の成分を強化し又は補充するために利用されるビタミン及びミネラルをいう。

- (iv) 「OECD」とは、経済協力開発機構をいう。
- (v) 「二次加工をした産品」とは、次の産品をいう。

穀粉

ひき割り穀物及び穀物のミール

その他の加工穀物(例えば、ロールにかけ、フレーク状にし、研磨し、真珠形にとう精し又は粗くひいたもので、それ以上の調整をしていないもの)。ただし、玄米、つや出した米、研磨した米又は碎米を除く。

穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る)。

ブルグア

その他これらに類する穀物産品で委員会が定めるもの

- (vi) 「二次加工をした産品」とは、次の産品をいう。

マカロニ、スパゲッティその他これらに類する産品

その他一次加工をした産品を用いて製造した産品で委員会が定めるもの

- (vii) 「米」とは、玄米、つや出した米、研磨した米及び碎米をいう。

- (viii) 「事務局」とは、国際穀物理事会の事務局をいう。

- (ix) 「トン」とは、メートル・トン(千キログラム)をいう。

- (x) 「輸送費及び実施に係る他の費用」とは、付表Aに掲げる費用であって、Tonnageによる費用以外の費用として又は現地における買入れの場合には当該買入れの費用以外の費用として食糧援助の実施に関連して支払うものである。その全部又は一部を加盟国の拠出量に算入することができるものをいう。

- (xi) 「価額」とは、交換可能な通貨による加盟国の約束量をいう。

- (xii) 「小麦換算量」とは、第五条の規定に従って評価した加盟国の約束量又は拠出量をいう。

- (xiii) 「WTO」とは、世界貿易機関をいう。

- (xiv) 「年度」とは、別段の定めがある場合を除くほか、七月一日から翌年の六月三十日までの期間をいう。

- (v) この規約において「政府」又は「加盟国」というときは、欧州共同体を含む。したがって、政府による署名及び暫定的適用宣言並びに批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託というときは、欧州共同体については、その権限のある当局が欧州共同体のために行う署名及び暫定的適用宣言並びに欧州共同体の組織の手続により国際協定の締結のために寄託することとされている文書の寄託をいう。

- (c) この規約において「政府」又は「加盟国」という

ときは、適当な場合には、関税及び貿易に関する一般協定又は世界貿易機関を設立する協定に定める独立の関税地域を含む。

第二部 拠出及びニーズ

第三条 数量及び品質

- (a) 加盟国は、開発途上国に対し、食糧又はこれに代わる現金を(e)に定める年間量(以下「約束量」という。)を最小限度として供与することを合意する。

- (b) 各加盟国の約束量は、小麦換算量のトン数、価額又はトン数と価額との組合せのいずれかにより明示される。自国の約束量を価額を用いて明示する加盟国は、保証する年間量のトン数に

ついても明らかにする。

- (c) 加盟国が自国の約束量を価額により又はトン数と価額との組合せにより明示する場合には、価額には、当該食糧援助の実施に関連する輸送費及び実施に係る他の費用を含めることができる。

- (d) 約束量をトン数、価額又はトン数と価額との組合せにより明示するいずれの場合においても、加盟国は、当該食糧援助の実施に関連する輸送費及び実施に係る他の費用を含む総費用の見積りを示す額を掲げることができる。

- (e) 第六条の規定に従うことを条件として、各加盟国の約束量は、次のとおりとする。

加盟国	トン数(注1) (小麦換算量)	価額(注1)	見積総額
アルゼンティン	三五、〇〇〇	—	九〇、〇〇〇、〇〇〇オーストラリア・ドル(注2)
オーストラリア	二五、〇〇〇	—	一五〇、〇〇〇、〇〇〇カナダ・ドル(注2)
カナダ	四二、〇〇〇	—	四二、〇〇〇、〇〇〇ユーロ(注2)
欧州共同体及びその構成国	一、三二〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇、〇〇〇ユーロ(注2)	—
日本国	三〇、〇〇〇	—	五九、〇〇〇、〇〇〇ノールウェー・クローネ(注2)
ノールウェー	三〇、〇〇〇	—	—
スイス	四〇、〇〇〇	—	—
アメリカ合衆国	二、五〇〇、〇〇〇	—	九〇〇、〇〇〇、〇〇〇合衆国ドル(注2)

注1 加盟国は、関連の手続規則に従って自国の食糧援助の実施について報告する。

注2 輸送費及び実施に係る他の費用を含む。

(f) 輸送費及び実施に係る他の費用は、加盟国の約束量に算入される場合には、加盟国の約束量に算入することのできる食糧援助の実施の一部として生ずるものでなければならぬ。

(g) 輸送費及び実施に係る他の費用に関しては、加盟国は、緊急事態として国際的に認められる場合におけるものを除くほか、対象となる産品の取得に係る費用を超えて約束量に算入することはできない。

(h) 第二十三条(b)の規定に従つてこの規約に加入した加盟国は、当該加盟国の約束量と共に(e)に掲げられているものとみなす。

(i) (h)に規定する加盟国の約束量は、二万トン又は委員会が承認する適当な価額を下回つてはならない。当該約束量は、通常、委員会により当該加盟国が規約に加入したとみなされる最初の年度から完全に適用される。ただし、(e)に掲げる国の政府以外の国の政府の加入を促進するため、委員会は、当該加盟国について、最初の年度の約束量を一万トン以上又は適当な価額とし、その後の各年度につき約束量を五千トン以上又は適当な価額分増加させることを条件として、三年以内の期間で段階的に約束量を増加させることに同意することができる。

(j) 食糧援助として供与されるすべての産品は、国際的な品質の水準を満たし、受益国の食習慣及び栄養上の必要性に合致し、かつ、種子を除くほか、人間の消費に適するものでなければならぬ。

らない。

第四条 産品

(a) 関連の手続規則の規定に従うことを条件として、次の産品は、この規約に基づいて供与することができる。

(i) 穀物(小麦、大麦、裸麦を含む)、とうもろこし、ミレット、オート、ライ麦、ソルガム及びライ小麦)又は米

(ii) 穀物及び米の一次加工又は二次加工をした産品

(iii) 豆類

(iv) 食用油

(v) 根菜作物(カッサバ芋、ばれいしょ、かんしょ、ヤム及びタロ芋)。ただし、三角取引又は現地における買入れにより供与される場合に限る。

(vi) 脱脂粉乳

(vii) 砂糖

(viii) 対象となる産品の種子

(ix) (b)に定める範囲内において、弱い人々の伝統的な食習慣を構成する産品又は補足的な食糧配給計画に用いられる産品であつて、前条(j)に定める要件を満たすもの

(b) 加盟国がいずれかの年度においてその約束量を抛出するに当たり(a)(iii)から(ix)までに掲げる産品の形態で供与する食糧援助については、次の(i)から(ii)までの規定を適用する。

(i) (a)(iii)から(ii)までに掲げるすべての産品につ

いては、その合計の量は約束量(輸送費及び実施に係る他の費用を除く)の十五パーセント以内とし、区分ごとの産品の量は当該約束量の七パーセント以内とする。

(ii) (a)(ix)に掲げるすべての産品については、その合計の量は約束量(輸送費及び実施に係る他の費用を除く)の五パーセント以内とし、個々の産品の量は当該約束量の三パーセント以内とする。

(iii) 約束量をトン数と価額との組合せにより明示する場合には、(i)及び(ii)に定める百分率は、トン数及び価額(輸送費及び実施に係る他の費用を除く)のそれぞれについて別個に計算する。

(c) 約束量を抛出するに当たり、加盟国は、対象となる産品に合わせて微量栄養素を供与することができ。加盟国は、特に緊急事態の場合及び特定の開発計画において、適当なときは、栄養を強化された食糧援助の産品を供与することが奨励される。

第五条 換算

(a) 抛出量は、次のとおり小麦換算量によって計算される。

(i) 人間が消費する穀物は、小麦と等しい量とする。

(ii) 米については、手続規則に定める方法に従い、米及び小麦それぞれの国際輸出価格の間の関係によって決定する。

(iii) 穀物又は米の一次加工又は二次加工をした産品については、手続規則の規定に従い、それぞれの穀物又は米の含有量によって決定する。

(iv) 豆類及び穀物、米その他の食糧作物の種子並びに他のすべての対象となる産品であつて(i)から(ii)までに規定するもの以外のものについては、手続規則に定める方法に従い、取得に係る費用に基づくものとする。

(b) 産品の混合物の形態による抛出の場合には、当該混合物のうち対象となる産品を原料とする部分の割合に限って加盟国の抛出量に算入される。

(c) 委員会は、栄養を強化された産品及び微量栄養素の小麦換算量について決定するための手続規則を制定する。

(d) 食糧援助として供与する対象となる産品を買い入れるための現金抛出は、手続規則に定める方法に従い、当該産品の小麦換算量又は小麦の実勢国際市場価格によって評価する。

第六条 繰延べ及び繰越し

(a) 各加盟国は、一年度の約束量に係る食糧援助の実施が可能な限り当該年度中に行われることを確保する。

(b) いずれかの加盟国がいずれかの年度において第三条(e)に定める量を供与することができなかったときは、当該加盟国は、可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合においても当該年度

末以降最初に開催される会期までに、その状況につき委員会に報告する。委員会が別段の決定を行わない限り、不足分は、当該加盟国の次の年度の約束量に追加される。

(c) いずれかの加盟国の拠出量がいずれかの年度の約束量を超える場合には、当該約束量全体の五パーセント又は超過した量のうちいずれか少ないものを限度とする量を、当該加盟国の次の年度の約束量を一部として算入することができ

第七条 受益国

(a) この規約に基づく食糧援助は、付表Bに掲げる開発途上にある国及び地域であつて次のいずれかに該当するものに対して供与することができる。

(i) 後発開発途上国

(ii) 低所得国

(iii) 低中所得国及びこの規約の交渉の時ににおいてWTOの食糧純輸入開発途上国の一覧表に含まれていた国。これらについては、当該国が食糧に係る緊急事態に直面している場合若しくは食糧不足の緊急事態をもたらす財政危機として国際的に認められる状況に直面している場合又は食糧援助が弱い人々を対象として実施される場合に限る。

(b) (a)の規定の適用上、付表B(a)から(c)までの国及び地域については、DACの開発途上国及び開発途上地域の一覧表の変更は、この規約に基

づいて資格を有する受益国の一覧表についても適用される。

(c) 加盟国は、食糧援助の割当てを決定する際は、後発開発途上国及び低所得国のいずれかに該当する国及び地域を優先させる。

第八条 ニーズ

(a) 食糧援助は、最も効果的かつ適当な支援の手段となる場合にのみ供与されるべきである。

(b) 食糧援助は、受益国及び加盟国がそれぞれの政策の範囲内において行うニーズの評価に基づくべきであり、また、受益国における食糧安全保障を向上させることを目的とすべきである。このようなニーズに対応する際に、加盟国は、女性及び児童の特段の栄養上の必要性を満たすよう注意を払う。

(c) 無償の配布による食糧援助は、弱い人々を対象とすべきである。

(d) 緊急事態における食糧援助の供与は、受益国の復興及び開発に係るより長期的な目標を特に考慮し、並びに基本的な人道上の原則を尊重すべきである。加盟国は、供与される援助食糧が本来の受益者に適切な時期に到達することを確保することを目的とする。

(e) 緊急食糧援助でない食糧援助については、受益国が自国の開発計画においてこの規約の各年度における食糧援助の見込量を考慮に入れることができるよう、可能な最大限度まで計画的に供与する。

(f) 委員会は、食糧の生産量のかんりの不足その他の事情のため特定の国又は地域が食糧を特別に必要としていると認められる場合には、その問題を検討する。委員会は、加盟国が供与する食糧援助の量を増加することにより事態に対処すべきであることを勧告することができる。

(g) 食糧援助に係るニーズを認定する際には、加盟国又はその協力者は、ニーズの分析に関する共通の取組を進展させるとの観点から、対象となる地域及び受益国に関する相互間の協議を行うよう努める。

(h) 加盟国は、適当な場合には、加盟国による食糧援助の計画において優先される国及び地域を特定することを合意する。加盟国は、援助を行う他の者に対して情報を提供することにより、優先度、政策及び計画に関する透明性を確保する。

(i) 加盟国は、優先される国についての共通の行動計画(可能な場合には多年度にわたるものとする。)を作成する可能性に関し、直接に又はそれぞれの関連する協力者を通じて相互に協議する。

第九条 援助の形態及び条件

(a) この規約に基づく食糧援助は、次のいずれかの形態で行うことができる。

(i) 食糧の贈与又は受益国のための若しくは受益国による食糧の買入れに充てられる現金の贈与

(ii) 受益国の通貨による食糧の売渡し。ただし、その代金の振替を行わず、かつ、当該代金を供与加盟国が使用する通貨に交換し又は供与加盟国が使用する物品及び役務の対価に充てることとしない場合に限る。

(iii) 信用供与による食糧の売渡しであつて、各年ごとの支払が妥当な額である二十年以上の期間にわたる年賦及び世界市場における通常の商業的な利率を下回る利率により行われるもの

(b) 加盟国の約束量に算入される食糧援助については、後発開発途上国に対して供与されるものは、すべて贈与の形態により行う。

(c) この規約に基づく食糧援助で贈与の形態により供与されるものの比率は、加盟国の拠出量の八十パーセントを下回らないこととし、また、加盟国は、可能な限り、漸進的にこの比率を高めるよう努める。

(d) 加盟国は、この規約による食糧援助に係るすべての取引を、生産及び商業的な国際貿易の通常の態様に有害な影響を及ぼすことを回避するように行うことを約束する。

(e) 加盟国は、次のことを確保する。

(i) 食糧援助の供与が、受益国に対する農産品その他の物品及び役務の商業的輸出に直接的にも間接的にも、公式にも非公式にも、明示的にも黙示的にも関連付けられていないこと。

(ii) 資金供与による二国間の食糧援助を含む食糧援助に係る取引が、国際連合食糧農業機関の「余剰処理の原則及び協議義務」に適合する方法で実施されること。

第十条 輸送及び引渡し

(a) 特に、緊急食糧援助又は優先される受益国に対して供与される食糧援助の場合において、*Incoterms*による費用以外の輸送及び引渡しに係る費用は、可能な限り援助を行う側が負担する。

(b) 食糧援助の実施を計画するに際しては、援助食糧の輸送、加工又は保管に影響する潜在的な困難及び援助物資の引渡しが受益国において生産される収穫物の市場取引に与える影響に對し、適当な配慮を払う。

(c) 加盟国は、利用可能な実施手段を最大限活用するため、可能な限り食糧援助を行う他の者、受益国及び援助食糧の引渡しに關係する他の者と共に、調整された引渡計画を作成する。

(d) 加盟国によるこの規約の実施状況を検討する際には、輸送費及び実施に係る他の費用の支払につき適当な言及を行う。

(e) 輸送費及び実施に係る他の費用は、加盟国の拠出量として報告することのできる食糧援助の実施の一部として生ずるものでなければならぬ。

第十一条 拠出の経路

(a) 加盟国は、二国間援助の形式で又は政府間機関その他の国際機関若しくは非政府機関を通じて

て食糧援助を供与することができる。

(b) 加盟国は、食糧援助を多数国間の枠組み（特に、世界食糧計画）を経路として行うことの利点に十分な考慮を払う。

(c) 加盟国は、食糧援助を計画し及び実施する際には、政府間機関であるか非政府機関であるかを問わず、関連する国際的な機関において得られる情報及び能力を可能な限り利用する。

(d) 加盟国は、食糧援助の実施における整合性を強化することを目的として、食糧援助の分野で活動する国際的な機関に關係する食糧援助の政策及び活動を調整するよう奨励される。

第十二条 現地における買入れ及び三角取引

(a) 現地における農業開発を促進し、地域及び現地の市場を強化し並びにより長期的な受益国の食糧安全保障を向上させるため、加盟国は、現金拠出を次の形態の食糧の買入れに用い又は割り当てることに考慮を払う。

(i) 他の開発途上国から受益国に供給するための買入れ（三角取引）

(ii) 開発途上国の一部の地域から当該国における食糧が不足している地域に供給するための買入れ（現地における買入れ）

(b) 現金拠出については、原則として、買入先国である国が、当該年度において二国間若しくは多数国間の食糧援助として受領した食糧と同一の種類、食糧又はその前のいずれかの年度にお

いてそのような食糧援助として既に受領し、なお使用している食糧と同一の種類、食糧を買い入れるために行うてはならない。

(c) 開発途上国からの食糧の買入れを容易にするため、加盟国は、可能な限り、開発途上国において存在し又は予想される余剰食糧に關して自国が有する情報を事務局に提供する。

(d) 加盟国は、現地における買入れに起因する価格の変化による低所得の消費者に対する有害な影響を回避するよう特別の注意を払う。

第十三条 効果及び影響

(a) 食糧援助に係るすべての取引において、加盟国は、次のことに特別の注意を払う。

(i) 援助食糧の適時の配布を確保し、もって現地における収穫、生産及び市場取引の仕組みに対する有害な影響を回避すること。

(ii) 現地の食習慣及び対象者の栄養上の必要性を尊重し並びに当該対象者の食生活に対する悪影響を最小限にすること。

(iii) 食糧援助に係る意思決定の過程及び食糧援助の実施における女性の参加を促進させ、もって各家庭の食糧安全保障を強化すること。

(b) 加盟国は、この規約に合致する方法により食糧援助の計画が作成され及び実施されるよう、受益国政府の努力を支援することに努める。

(c) 加盟国は、受益国政府及び市民社会が食糧援助の計画の影響を増大させるために食糧安全保障

障上の戦略を作成し及び実施する能力及び権限を強化することを支持し、適当な場合には、これに貢献すべきである。

(d) 援助食糧が受益国において売り渡される場合には、その売渡しは、可能な限り、民間部門を通じて及び市場分析に基づいて行われるものとする。その売渡しから得られる代金は、受益国における食糧安全保障の改善を目的とする事業計画に優先的に振り向けられるものとする。

(e) 食糧安全保障の向上に一層寄与し並びに食糧安全保障上の戦略を作成する政府及び市民社会の能力を全体として高めるよう、資金援助、技術協力等他の方法の活用により食糧援助の効果を一層増大させることに考慮が払われるべきである。

(f) 加盟国は、食糧援助の政策と開発、農業、貿易等他の部門における政策との間の整合性を確保するよう努める。

(g) 加盟国は、食糧援助の計画及び実施における調整の監視を確保するため、各受益国に關しすべての関連する協力者との協議を、可能な限り行うことに同意する。

(h) 加盟国は、食糧援助の計画及び実施における共同評価を行うよう努める。当該評価は、合意される国際的な原則に基づいて行われるべきである。

(i) 加盟国は、食糧援助の計画及び実施における評価を行う場合には、食糧援助の計画及び実施

の効果及び影響に関するこの規約の規定に考慮を払う。

(j) 加盟国は、二国間の形式で若しくは多数国間の枠組みを経路として又は非政府機関を通じて行う食糧援助が与える影響を、対象者の栄養状態その他世界の食糧安全保障に関する指標を利用して測定するよう奨励される。

第十四条 情報及び調整

(a) 加盟国は、手続規則に従い、委員会に対し、自国が行う拠出の量、内容、経路、輸送費及び実施に係る他の費用を含む費用並びに形態及び条件に関して、定期的及び適時に報告を提出する。

(b) 加盟国は、この規約の実施のために必要とされる統計その他の情報であつて特に次の事項に係るものを提供することを約束する。これらの報告は、可能な限り、委員会の通常の各会期の前に事務局長に書面により提出される。

(i) 自国による又は国際的な機関を通ずる援助物資の引渡し(現金拠出、現地における買入れ又は三角取引による商品の買入れを含む。)

(ii) 将来の食糧援助の供与に関して結ばれた取

決

め

(iii) 食糧援助の供与及び援助食糧の配布に影響を及ぼす政策

(c) 国際的な機関に対する現金拠出の形態で援助を行う加盟国は、手続規則に従つて自国の義務の履行を報告する。

平成十一年十一月十九日 参議院会議録第六号

(d) 加盟国は、食糧援助の政策及び計画に関する情報並びに当該政策及び計画に対する評価の結果に関する情報を交換するものとし、並びに食糧援助の計画と国、地域、地方及び家庭における食糧安全保障上の戦略との整合性を確保するよう努める。

(e) 加盟国は、委員会に対し、約束量のうち贈与の形態によらないものの比率及びその条件を事前に明示する。

第三部 運用

第十五条 食糧援助委員会

(a) 千九百六十七年の国際穀物協定の食糧援助規約によつて設立された食糧援助委員会は、この規約を運用するため、この規約に定める権限及び任務をもつて存続する。

(b) 委員会は、この規約のすべての締約国で構成する。

(c) 各加盟国は、委員会の所在地に駐在する代表を指名し、委員会の活動に関する事務局からの通知その他の連絡は、通常当該代表に対して行われる。ただし、いずれの加盟国も、事務局長との合意により他の措置をとることができる。

第十六条 権限及び任務

(a) 委員会は、この規約の規定を実施するために必要な決定を行い、かつ、必要な任務を遂行する。委員会は、この目的のために必要な手続規則を制定する。

(b) 委員会の決定は、コンセンサス方式によつて

行つ。

(c) 委員会は、開発途上国における食糧援助の必要性及び加盟国の対応能力について常に検討する。

(d) 委員会は、この規約の第一条に定める目的の達成に向けての進捗状況及びこの規約の規定の実施について常に検討する。

(e) 委員会は、受益国から情報を受領し及び受益国と協議することができる。

第十七条 議長及び副議長

(a) 各年度における最後の通常会期において、委員会は、次の年度における議長及び副議長各一人を任命する。

(b) 議長の責務は、次のとおりとする。

(i) 各会期の議事日程案を承認すること。

(ii) 会期中の会合を主宰すること。

(iii) 各会合及び各会期の開始及び終了を宣言すること。

(iv) 各会期の始めに委員会に対し、議事日程案をその採択のために提出すること。

(v) 討議を統轄し及び手続規則の遵守を確保すること。

(vi) 関連する手続規則に従い、発言を許し及び議事手続上のすべての動議について決定すること。

(vii) 採決を行い及び決定を発表すること。

(viii) 代表が提出する緊急動議について裁定を下すこと。

(c) 議長が会期の全部若しくは一部において欠ける場合又は一時的にその職を行うことができない場合には、副議長が議長の職を務める。議長及び副議長の双方が欠ける場合には、委員会は、一時的な議長を任命する。

(d) 議長が何らかの理由によりその職を続けることができなくなった場合には、委員会が新たな議長を任命するまでの間、副議長が議長の職を務める。

(e) 副議長又は一時的な議長が議長の職を務める場合には、議長と同じ権限及び責務を有する。

第十八条 会期

(a) 委員会は、少なくとも年二回、国際穀物理事会の通常の会期の際に会合する。委員会は、また、他の時期であっても議長が決定し若しくは三の加盟国が要請する時期に又はこの規約の定めるところに従つて会合する。

(b) 委員会の定足数は、いずれの会期においても、委員会を構成する加盟国の代表の三分の二以上とする。

(c) 委員会は、適当な場合には、非加盟国及び他の政府間国際機関の代表に対し、委員会の公開の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

(d) 委員会の所在地は、ロンドンとする。

第十九条 事務局

(a) 委員会は、その必要とする管理業務(資料及び報告書の作成及び配布に関する事務を含む。)

千九百九十九年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件

の遂行のため、国際穀物理事会の事務局の役務を利用する。

(b) 事務局長は、委員会の指示を実施し、並びにこの規約及び手続規則に定める職務を遂行する。

第二十条 不履行及び紛争

(a) この規約の解釈若しくは適用に関する紛争又はこの規約上の義務の不履行がある場合には、委員会は、会合して適当な措置をとる。

(b) 加盟国は、この規約の規定の適用に関する意見の一致が得られない場合には、コンセンサス方式による委員会の勧告及び結論を考慮する。

第四部 最終規定

第二十一条 寄託者

国際連合事務総長は、ここに、この規約の寄託者として指名される。

第二十二条 署名及び批准

(a) この規約は、千九百九十九年五月一日から六月三十日まで、第三条(c)に掲げる国の政府による署名のために開放しておく。

(b) この規約は、各署名政府により、自国の憲法上の手続に従って批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、千九百九十九年六月三十日を期限として寄託者に寄託する。もっとも、委員会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託しなかつた署名政府のために、当該期限について一

回又は二回以上にわたって延期を認めることができる。

(c) 署名政府は、この規約の暫定的適用宣言を寄託者に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自国の法令に従って暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

(d) 寄託者は、この規約の署名、批准、受諾、承認及び暫定的適用並びにこの規約への加入をすべての署名政府及び加入政府に通報する。

第二十三条 加入

(a) この規約は、第三条(c)に掲げる国の政府であつてこの規約に署名しなかつたものによる加入のために開放しておく。加入書は、千九百九十九年六月三十日を期限として寄託者に寄託する。もっとも、委員会は、同日までに加入書を寄託しなかつた政府のために、当該期限について一回又は二回以上にわたって延期を認めることができる。

(b) この規約は、次条の規定により効力を生じた後は、委員会が適当と認める条件による第三条(c)に掲げる国の政府以外の国の政府による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

(c) (a)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(b)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に

ついでこの規約の暫定的適用宣言を寄託者に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自国の法令に従って暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

第二十四条 効力発生

(a) この規約は、第三条(c)に掲げる国の政府のうち、その約束量の合計が同項に掲げるすべての国の政府の約束量の合計の少なくとも七十五パーセント相当となるものが、千九百九十九年六月三十日を期限として批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託しており、かつ、千九百九十五年の穀物貿易規約が効力を有していることを条件として、千九百九十九年七月一日に効力を生ずる。

(b) この規約が(a)に定めるところにより効力を生ずることとならなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府は、千九百九十五年の穀物貿易規約が効力を有していることを条件として、この規約が当該政府の間で効力を生ずることを全員一致の合意によって決定することができる。

第二十五条 有効期間及び脱退

(a) この規約は、千九百九十五年の穀物貿易規約又はこれに代わる新たな穀物貿易規約のいずれかが二千二年六月三十日まで効力を有すること

を条件として、同日まで効力を有する。ただし、(b)の規定に基づいて有効期間が延長される場合又は(f)の規定により一層早い日に終了する場合は、この限りでない。

(b) 委員会は、二千二年六月三十日後についてこの規約の有効期間を、順次二年を超えない期間延長することができる。ただし、千九百九十五年の穀物貿易規約又はこれに代わる新たな穀物貿易規約のいずれかが当該延長の期間中効力を有することを条件とする。

(c) この規約の有効期間が(b)の規定に基づいて延長される場合には、その延長が効力を生ずる前に、加盟国は、第三条(c)に定める各加盟国の約束量を再検討することができる。再検討された加盟国の約束量は、当該延長の期間中変更されない。

(d) この規約の実施は、特に、食糧援助の供与に関連する多数国間交渉の結果(特に、譲許的な信用供与による食糧援助に関連するものを含む。)及びその結果を適用する必要性に留意しつつ、常に検討されるものとする。

(e) この規約の有効期間の延長又は新たな規約の作成を決定する前には、すべての食糧援助の実施、特に、譲許的な信用供与による食糧援助の実施に関する事情が、検討されるものとする。

(f) 委員会は、この規約が終了する場合には、委員会の清算を行うために必要な期間存続するも

のとし、その間、清算に必要な権限を有し、かつ、清算に必要な任務を遂行する。

(g) 加盟国は、いずれかの年度末の九十日前までに寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、当該年度末にこの規約から脱退することが出来る。もっとも、加盟国は、この規約に基づく義務で当該年度末までに履行しなかったものを脱退によって免除されるものではない。脱退する加盟国は、同時に、自国の決定について委員会に通報する。

(h) この規約から脱退した加盟国は、その後委員会及び寄託者に書面による通告を行うことにより再加入することができる。この規約に再加入する加盟国は、再加入する年度から約束量の拠出を行う責任を有する。

第二十六条 国際穀物協定

この規約は、有効期間が延長された千九百九十五年の食糧援助規約に代わるものとし、千九百九十五年の国際穀物協定を構成する文書の一とする。

第二十七条 正文

この規約は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

千九百九十九年四月十三日にロンドンで作成した。

付表 A 輸送費及び実施に係る他の費用

この規約の第二条(a)(iv)、第三条、第十条及び第十四条に掲げられた費用は、食糧援助の拠出に伴う次の輸送費及び実施に係る他の費用を含む。

(a) 輸送費

運賃(積み込み及び取卸しの費用を含む。)

留置及び発送の費用

積替えの費用

袋詰の費用

保険料及び管理費

港湾使用料及び港内保管料

港内及び搬送途上における臨時倉庫設備使用料

国内輸送費、車両借上料、通行料、警護料、護送料及び国境通過料

機材借上料

航空機及び空輸に係る費用

実施に係る他の費用

援助の対象者により利用される非食糧品目(工具、用具、農業資材)の費用

協力者に提供する非食糧品目(車両、保管設備)の費用

受益国の援助担当者の研修費用

協力者の活動経費(a)の輸送費として支弁されるものを除く。

製粉その他の特別経費

非政府機関の現地における活動経費

技術支援業務及び業務管理に係る費用

事業計画の準備、査定、監視及び評価に係る費用

援助の対象者の登録に要する費用

現地における技術的役務の利用に係る費用

付表 B 受益国

この規約の第七条の規定に基づく食糧援助の受益国となる資格を有する国及び地域とは、千九百九十七年一月一日においてOECDの開発援助委員会(DAC)の開発途上国及び開発途上地域の一覧表により援助の受益国として掲げられている国及び地域並びに千九百九十九年三月一日においてWTOの食糧輸入開発途上国の一覧表に含まれている国とする。

(a) 後発開発途上国

アフガニスタン、アンゴラ、バングラデシュ、ベナン、ブータン、ブルキナ・ファソ、ブルンディ、カンボディア、カーボ・ヴェルデ、中央アフリカ共和国、チャード、コモロ、コンゴ民主共和国、ジブティ、赤道ギニア、エリトリア、エティオピア、ガンビア、ギニア、ギニア・ビサオ、ハイティ、キリバス、ラオス、レソト、リベリア、マダガスカル、馬拉ウイ、モルディヴ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニジェール、ルワンダ、サント

メ・プリンシペ、シエラ・レオネ、ソロモン、ソマリア、スーダン、タンザニア、トーゴ、トウヴァル、ウガンダ、ヴァヌアツ、西サモア、イエメン、ザンビア

(b) 低所得国

アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カメルーン、中国、コンゴ共和国、象牙海岸共和国、グルジア、ガーナ、ガイアナ、ホンデュラス、インド、ケニア、キルギス共和国、モナコ、ニカラグア、ナイジェリア、パキスタン、セネガル、スリ・ランカ、タジキスタン、ウイエトナム、ジンバブエ

(c) 低所得国

アルジェリア、ベリーズ、ボリヴィア、ボツワナ、コロンビア、コスタ・リカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エル・サルヴァドル、フィジー、グレナダ、グアテマラ、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、ジョルダン、カザフスタン、朝鮮民主主義人民共和国、レバノン、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、マーシャル、ミクロネシア、モルドヴァ、モロッコ、ナミビア、ニウエ、パラオ、パレスチナ自治区、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、セント・ヴィンセント及びグレ

平成十一年十一月十九日 参議院会議録第六号

ナディーン諸島、スリナム、スワジランド、シリア、タイ、チモール、トケラウ諸島、トンガ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ヴェネズエラ、ワリス・フテュナ諸島、ユーゴスラヴィア連邦共和国

(d) WTOの食糧純輸入開発途上国(a)から(c)までに掲げるものを除く。

バルバドス、モリシアス、セント・ルシア、トリニダード・トバゴ

審査報告書

千九百九十九年七月二十一日に国際コーヒー理事会決議によって承認された千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年十一月十八日

外交・防衛委員長 矢野 哲朗

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
国際コーヒー理事会によって決議された千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間の二年間の延長は、コーヒーに関する国際協力を継

千九百九十九年七月二十一日に国際コーヒー理事会決議によって承認された千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件

続するとともに、国際コーヒー理事会における新たな協定の交渉のために時間的余裕を与えることを主たる目的とするものである。我が国が同協定の有効期間の延長を受諾することは、コーヒーの安定的輸入の確保に資すること、開発途上にあるコーヒー生産国の経済発展に引き続き協力すること等の見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

国際コーヒー機関分担金として、平成十一年度一般会計予算(外務省所管)に二千八百八十六万千円が計上されている。

千九百九十九年七月二十一日に国際コーヒー理事会決議によって承認された千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件
右
国会に提出する。

平成十一年十一月八日

内閣総理大臣 小淵 恵三

千九百九十九年七月二十一日に国際コーヒー理事会決議によって承認された千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件
千九百九十九年七月二十一日に国際コーヒー理

事会決議によって承認された千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百九十九年七月二十一日に国際コーヒー理事会決議によって承認された千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間の延長

国際コーヒー理事会は、次のとおり決議する。

1 千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間を、千九百九十九年十月一日から二千一年九月三十日までの二年間延長する。

2 有効期間が延長された千九百九十四年の国際コーヒー協定は、国際連合事務総長に対し有効期間の延長を受諾する旨の通告を自国の国内法令に従って千九百九十九年九月三十日までに行った締約国政府の間で、1の規定により同年十月一日より引き続き効力を有する。ただし、加盟輸出国の総票数の過半数を有する二十以上の加盟輸出国を代表する締約国政府及び加盟輸入国の総票数の過半数を有する十以上の加盟輸入国を代表する締約国政府が、有効期間の延長を受諾する旨の通告を同年九月三十日までに行

うことを条件とする。この2の規定の適用における票の配分については、同年七月三十一日現在の配分によることとする。この2に規定する通告は、元首、政府の長若しくは外務大臣が署名するか、又はそのいずれかが署名した全権委任状に基づいて行う。国際機関からの通告については、機関の規則に従い正当な代表と認められる者が署名するか、又は当該代表が署名した全権委任状に基づいて行う。

3 有効期間が延長された千九百九十四年の国際コーヒー協定を自国の国内法令に従って暫定的に適用することを約束する旨の通告を締約国政府が行う場合には、当該通告は、国際連合事務総長が千九百九十九年九月三十日までにこれを受領することを条件として、有効期間の延長を受諾する旨の通告と同等の効力を有するものとみなす。当該通告を行った締約国政府は、加盟国の有するすべての権利を有し、かつ、すべての義務を負う。ただし、当該通告を行った締約国政府からの千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間を二年間延長することを正式に受諾する旨の通告を二千三年三月三十一日又は国際コーヒー理事会の決定する同日よりも遅い日のいずれかの日までに国際連合事務総長が受領しなかった場合には、当該締約国政府は、有効期

間が延長された同協定への参加を当該いずれかの日に終止する。

4 千九百九十四年の国際コーヒー協定の締約国

政府は、2又は3に規定する有効期間の延長を受諾する旨の通告を行わなかった場合においても、有効期間が延長された同協定に基づくすべての義務を千九百九十九年十月一日に遡及して履行することを加入書の寄託の際に約束することを条件として、二千年六月三十日又は国際コーヒー理事会の決定する同日よりも遅い日のいずれかの日までに、有効期間が延長された同協定に加入することができる。

5 有効期間が延長された千九百九十四年の国際

コーヒー協定が2及び3の規定に従って引き続き効力を有するための要件が満たされなかった場合には、有効期間の延長の受諾又は当該協定の暫定的適用の通告を行った政府は、次のいずれかの決定を行うために会合する。

(a) 千九百九十四年の国際コーヒー協定をこれらの政府の間で引き続き効力を有すべきものとするか否か及び、引き続き効力を有すべきものとする場合には、機関の運営を継続するための条件の設定

(b) 同協定第四十七条(4)の規定に基づいて機関の清算を行うための措置をとるか否か。

6 事務局長は、この決議を国際連合事務総長に伝達する。

審査報告書

日本放送協会平成九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書右は全会一致をもって是認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年十一月十八日

交通・情報通信委員長 齋藤 勁

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の平成九年度決算書類である。

この決算書類によれば、日本放送協会の平成九年度末における資産及び負債の状況は別表第1、並びに当年度中の損益の状況は別表第2のとおりである。

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

(別表第1) 平成9年度末における資産及び負債の状況

一般勘定

科 目	金 額
	百万円
資 産 総 額	615,136
負 債 総 額	254,657
資 本 総 額	360,479

受託業務等勘定

科 目	金 額
	百万円
資 産 総 額	9
負 債 総 額	9

(別表第2) 平成9年度中の損益の状況
一般勘定 (△は欠損)

科 目	金 額
	百万円
経 常 事 業 収 入	621,796
経 常 事 業 支 出	602,110
経 常 事 業 収 支 差 金	19,686
経 常 事 業 外 収 入	6,245
経 常 事 業 外 支 出	16,416
経 常 事 業 外 収 支 差 金	△ 10,170
経 常 収 支 差 金	9,515
特 別 収 入	1,980
特 別 支 出	2,144
当 期 事 業 収 支 差 金	9,351

(注) 当期事業収支差金は翌年度以降の財政安定のための財源に充てることとしている。

受託業務等勘定 (△は欠損)

科 目	金 額
	百万円
経 常 事 業 収 入	399
経 常 事 業 支 出	321
経 常 事 業 収 支 差 金	77
経 常 事 業 外 支 出	18
経 常 事 業 外 収 支 差 金	△ 18
当 期 事 業 収 支 差 金	58

(注) 当期事業収支差金は、一般勘定の経常事業収入に繰り入れている。

日本放送協会平成九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書並びに監事の意見書
右
国会に提出する。
平成十一年二月十九日

内閣総理大臣 小淵 恵三

日本放送協会平成9年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
10 検 第 465 号
平成10年12月4日

内閣総理大臣
小淵 恵三 殿

会計検査院長
足田 周朗 閣

日本放送協会平成9年度財産目録等の回付について
日本放送協会平成9年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書等の検査を了したのでこれを回付する。
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 平成9年度財産目録

財 産 目 録

平成10年3月31日現在

(一 一般勘定)

科 目	内		合 計
	摘 要	金 額	
		千円	千円
(資産の部)			
流動資産	現金	77,405	161,983,357
現金及び預金	現金	48,568,629	48,641,035
	定期預金ほか	18,604,567	1,538,567
	受信料未収金	17,066,000	△
	未収受信料欠損引当金	△	102,493,382
	受信料未収金の受納不能見越額		39,899
	有価証券		3,385,199
	貯蔵品		
	前払費用		
	翌年度審相関係費	2,928,761	

未 収 金	その他の前払費用	長期借入金利息ほか	456,438	3,816,918
その他の流動資産		有価証券利息ほか		2,018,353
	差入保証金	事務室賃借保証金ほか	1,878,033	
固定資産	仮 払 金	諸 立 替 払 金	140,320	432,641,870
有形固定資産	建 物	放送会館、放送所ほか	186,236,361	349,118,695
	減価償却累計額		△ 62,170,484	124,065,876
構 築 物	構 築 物	空中線設備ほか	105,967,486	36,670,870
	減価償却累計額		△ 69,296,615	
機械及び装置	機械及び装置	放送設備ほか	505,915,923	140,264,095
	減価償却累計額		△ 365,651,827	
放送衛星	放送衛星	放送衛星BSAT-1aほか	40,383,643	8,985,340
	減価償却累計額		△ 31,398,302	
車両及び運搬具	車両及び運搬具	中継車ほか	7,974,390	2,154,016
	減価償却累計額		△ 5,820,373	
器 具	器 具	楽器、事務用器ほか	2,106,373	676,243

土地	減価償却累計額	△	1,430,130	
その他の建設仮勘定	放送会館・放送所敷地ほか		28,663,581	
無形固定資産	大阪放送会館整備ほか		7,638,670	
無形固定資産	国際放送施設備利用権ほか		7,780,313	
施設利用権	定資産		7,740,398	
その他の無形固定資産	地 上 権		39,914	
出資その他の資産	国債、金融債ほか		75,742,862	
長期保有有価証券	通信・放送機構に対する出資		65,662,036	
出 資	関係事業に対する出資		9,253,786	
	（例）NHKエニタープライズ21ほか		1,127,542	
長期前払費用	その他の長期前払費用		8,126,244	
特 定 資 産	放送所敷地賃借料未経過分ほか		827,039	
放送債券償還積立資産	放送債券償還資金積立金		20,560,952	
建設積立資産	放送会館等の建設資金積立金		12,349,000	
資産合計			8,211,952	
（負債の部）			615,136,179	
流動負債			163,038,606	
短期借入金			923,000	
一年以内に返済する長期借入金			5,694,000	
一年以内に償還する放送債券			1,280,000	

未 払 金	契約収納事務費	4,208,176	51,542,470
	放送債券利息	243,667	
	納付消費税	5,359,867	
	その他の未払金	41,730,758	
	3月分電力料ほか		
	翌年度分受信料の収納額		101,664,304
受信料前受金			1,934,830
その他の流動負債			
	前 受 益 金	71,853	
	前 預 金	39,989	
	仮 受 金	1,822,987	
	技術協力料ほか		
	事務室賃貸敷金ほか		
	源泉徴収所得税ほか		
			91,618,431
固定負債			33,600,000
放送債券			26,428,000
長期借入金			27,190,431
退職手当引当金			4,400,000
その他の固定負債			
負債合計			254,657,038

(受託業務等勘定)		訳 額		合 計
科 目	内 容	千円	千円	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	預 金	8,665		9,737
未 収 金				8,665
資産合計				1,071
				9,737

(負債の部)			
流動負債	金		9,737
未払金		納付消費税ほか	9,737
負債合計			9,737

2 平成9年度貸借対照表

貸借対照表

平成10年3月31日現在

(一般勘定)

科 目	内 訳	金 額	構 成 比
	千円	千円	%
(資産の部)			
流動資産	現金	48,641,035	
現金及び預金	18,604,567		
受信料未収金	△ 17,066,000	1,538,567	
未収受信料欠損引当金		102,493,382	
有価証券		39,899	
前払費用		3,385,199	
未収		3,816,918	
その他の流動資産		2,018,353	
流動資産合計		161,933,357	26.3
固定資産			
有形固定資産			
建物	186,236,361		
減価償却累計額	△ 62,170,484	124,065,876	
構築物	105,967,486		
減価償却累計額	△ 69,296,615	36,670,870	

機械及び装置	505,915,923		
減価償却累計額	△ 365,651,827	140,264,095	
放送衛星	40,383,643		
減価償却累計額	△ 31,398,302	8,985,340	
車両及び運搬具	7,974,390		
減価償却累計額	△ 5,820,373	2,154,016	
器具	2,106,373		
減価償却累計額	△ 1,430,130	676,243	
土地		28,663,581	
その他の建設仮勘定		7,638,670	
有形固定資産合計		349,118,695	56.7
無形固定資産		7,780,313	
無形固定資産合計		7,780,313	1.3
出資その他の資産		65,662,036	
長期保有有価証券		9,253,786	
出資	7,383,700		
関係会社に出資	1,870,086	827,039	
その他の私費		75,742,862	
長期出資		432,641,870	70.3
出資その他の資産合計			
固定資産合計			
特 定 資 産			
放送債券償還積立資産		12,349,000	
建設積立資産		8,211,952	
特定資産合計		20,560,952	3.4
資産合計		615,136,179	100.0

(受託業務等勘定)				
科	目	内	記 金 額	構 成 比
			千円	千円
(資産の部)	流動資産			
	現金及び預金		8,665	
	未収金		1,071	
	流動資産合計		9,737	100.0
(負債の部)	流動負債			
	支払金		9,737	
	流動負債合計		9,737	100.0
	流動負債合計		9,737	100.0

3 平成9年度損益計算書

損 益 計 算 書

平成9年4月1日から平成10年3月31日まで

(一般勘定)

科	目	金 額	千円	千円
経 常	経常事業収入		611,672,061	621,796,563
	受取利息		1,978,213	
	受取手数料		8,146,289	
	経常事業支出		243,208,588	602,110,532
事	経常事業費用		6,756,850	
	経常事業費用		56,916,535	
	経常事業費用		2,012,508	

(負債の部)				
流 動 負 債	債 権			
短期借入金	金	923,000		
一年以上以内に返済する長期借入金	金	5,694,000		
一年以上以内に償還する放送債券	金	1,280,000		
未払金	金	51,542,470		
受信料前受金	金	101,664,304		
その他の流動負債	金	1,934,830		
流動負債合計	計	163,038,606		26.5
固定負債	債 権			
放送債権	金	33,600,000		
長期借入金	金	26,428,000		
退職手当引当金	金	27,190,431		
その他の固定負債	金	4,400,000		
固定負債合計	計	91,618,431		14.9
その他の固定負債	計	254,657,038		41.4
(資本の部)	計			
資本	本	306,576,353		
準備金	本	163,375		
固定資産充当金	本	306,412,978		
立金	金	44,550,854		
建設積立金	金	8,211,952		
繰越剰余金	金	36,338,902		
当期中事業収支差金	金	9,351,934		
負債合計	計	360,479,141		58.6
負債合計	計	615,136,179		100.0

(水母) 降 恒

(受託業務等勘定)

科	目	金	額
経常事業収入	千円		千円
経常事業等収入	399,171		399,171
受託業務支出			321,515
経常事業等支出	321,515		77,655
経常事業収支差金			18,704
経外事業外支出	18,704		18,704
経常事業外収支差金		△	18,704
当期事業収支差金			58,951
当期繰入前剰余金			58,951
一般勘定への繰入れ	58,951		

4 平成9年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

平成9年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 決算概説

日本放送協会は、平成9年度の事業運営に当たり、景気の低迷など厳しい経営環境の下で、中長期経営方針を踏まえ、経営財源の確保を図るとともに、経営全般にわたる極力効率的な業務運営を推進し、事業計画の着実な遂行に努めた。

業務の実施に当たっては、デジタル化、多チャンネル化の進展の下での公共放送としての役割を深く認識し、視聴者の期待と要望にこたえて、地上放送の充実刷新、衛星放送・ハイビジョン放送の充実と普及促進、委託協会国際放送業務(テレビジョン国際放送)の推進、新しい放送技術の開発研究など各部門の事業活動を積極的に進め、放送を通じて国民生活の充実と文化の向上に資するよう努めた。

「一般勘定」の当年度末の資産、負債及び資本の状況を財産目録と貸借対照表であると資産総額6,151億3,617万9千円に対し、負債総額は2,546億5,703万8千円であり、資本総額は3,604億7,914万1千円で、このうち当期事業収支差金は93億5,193万4千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入6,217億9,666万3千円に対し、経常事業支出は6,021億1,063万2千円で、差し引き経常事業収支差金は196億8,603万1千円であり、これに経常事業外収支差金△101億7,038万2千円を加えた経常収支差金は95億1,564万8千円である。これに特別収入19億8,067万3千円を加え、特別支出21億4,438万8千円を差し引いた当期事業収支差金は93億5,193万4千円であり、この当期事業収支差金は翌年度以降の財政安定のための財源として

業	広報費 調査研究費 給与 退職手当・厚生費 一般管理費 減価償却費 未収受信料欠損償却費 経常事業収支差金	2,884,215 8,002,063 147,113,168 49,475,578 14,270,215 54,404,807 17,066,000	19,686,031
収	経常事業外収入 財務収入 雑収入 経常事業外支出 財務支出 経常事業外収支差金	5,358,819 887,013 16,416,215	6,245,832 16,416,215 △ 10,170,382
経常事業外収支	経常事業外収支差金	9,515,648	9,515,648
特	特別収入 固定資産売却益 固定資産受贈益 過年度損益修正益 特別支出 固定資産売却損 固定資産除却損	1,475,002 94,015 411,655 76,771 2,067,616	1,980,673 2,144,388
当期事業収支剰余金	当期事業収支剰余金	9,351,934	9,351,934

繰り越すものである。

「受託業務等勘定」の当年度末の資産、負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額973万7千円に対し、負債総額は973万7千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入3億9,917万1千円に対し、経常事業支出は3億2,151万5千円で、差し引き経常事業収支差金は7,765万5千円であり、これに経常事業外収支差金△1,870万4千円を加えた当期事業収支差金は5,895万1千円であり、この当期事業収支差金は「一般勘定」へ繰り入れた。

2 資産、負債及び資本並びに損益の状況

貸借対照表及び損益計算書の作成に当たっての重要な会計方針と、当年度末における資産、負債及び資本の状況及び当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

2.1 重要な会計方針

項	目	会	計	方	針
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	移動平均法に基づき	原価法	によって	いる。
2.	たな卸資産(貯蔵品)の評価基準及び評価方法	先入先出法に基づき	原価法	によって	いる。
3.	固定資産の原価償却の方法	「建物」「構築物」「放送衛星」は定額法、「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」は定率法によっている。			
(1)	有形固定資産				
(2)	無形固定資産				
4.	引当金の計上基準				
(1)	未収受送料欠損引当金	当年度末の受送料未収額のうち、翌年度における収納不能見越額を経験率により計上している。			
(2)	退職手当引当金	職員の退職金の支給に充てるため、職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の範囲内で計上している。			
5.	リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。			
6.	消費税の会計処理	税込方式によっている。			

2.2 財産目録及び貸借対照表
(比較貸借対照表)

(一般勘定)

(単位 千円)

区	分	平成8年度末	平成9年度末	増	減
現金及び預金	現金	72,595,133	48,641,035	△	23,954,097
受信料未収金	受信料	1,391,162	1,538,567		147,404
有価証券	有価証券	76,604,525	102,493,382		25,888,857
貯蔵品	貯蔵品	48,860	39,899	△	8,961
前払費用	前払費用	3,779,163	3,385,199	△	393,963
未収金	未収金	3,833,175	3,816,918	△	16,256
その他の流動資産	その他の流動資産	2,014,904	2,018,353		3,449
流動資産合計	流動資産合計	(26,5) 160,266,924	(26,3) 161,933,357		1,666,432
有形固定資産	有形固定資産	387,604,252	349,118,695		11,514,442
建物	建物	120,436,796	124,065,876		3,629,080
構築物	構築物	34,082,577	36,670,870		2,588,293
機械及び装置	機械及び装置	126,866,242	140,254,095		13,397,853
放送衛星	放送衛星	8,985,225	8,985,340		114
車両及び運搬具	車両及び運搬具	1,921,644	2,154,016		232,372
器具	器具	655,704	676,243		20,539
土地	土地	28,546,066	28,663,581		117,514
その他の建設仮勘定	その他の建設仮勘定	16,109,996	7,638,670	△	8,471,326
無形固定資産	無形固定資産	9,030,777	7,780,313	△	1,250,463
出資その他の資産	出資その他の資産	80,924,811	75,742,862	△	5,181,949
長期保有有価証券	長期保有有価証券	70,966,770	65,662,086	△	5,304,734
長期前払費用	長期前払費用	8,013,636	9,253,786		1,240,150
固定資産合計	固定資産合計	(70,5) 427,559,840	(70,3) 432,641,870	△	5,082,029

資本合計	(57.9)	(58.6)	
351,127,207		360,479,141	9,351,934
負債資本合計	(100.0)	(100.0)	
606,179,717		615,136,179	8,956,462

(注) ()内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

部 の 産 賢

当年度末の資産総額は、前年度末の6,061億7,971万7千円に比べ89億5,646万2千円増加し、6,151億3,617万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成 8 年度 末		平成 9 年度 末		増 減
	金 額	構 成 比 (%)	金 額	構 成 比 (%)	
流 動 資 産	160,266,924	26.5	161,938,357	26.3	1,666,432
固 定 資 産	427,559,840	70.5	432,641,870	70.3	5,082,029
特 定 資 産	18,352,952	3.0	20,560,952	3.4	2,208,000
合 計	606,179,717	100.0	615,136,179	100.0	8,956,462

產資動流

当年度末の流動資産は、前年度末の1,602億6,692万4千円に比べ16億6,643万2千円増加し、1,619億3,335万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成 8 年度末	平成 9 年度末	増 減
現金及び預金	72,595,133	48,641,035	△ 23,954,097
受 信 料 未 収 金	1,391,162	1,538,567	147,404
有 価 証 券	76,604,525	102,493,382	25,888,857
貯 蔵 品	48,860	39,899	△ 8,961
前 払 費 用	3,779,163	3,385,199	△ 393,963
未 収 金	3,833,175	3,816,918	△ 16,256
その他の流動資産	2,014,904	2,018,353	3,449
合 計	160,266,924	161,933,357	1,666,432

放送債券償還積立資産	10,141,000	12,349,000	2,208,000
建設積立資産	8,211,952	8,211,952	0
特定資産合計	(3,0) 18,352,952	(3,4) 20,560,952	2,208,000
資産合計	(100,0) 606,179,717	(100,0) 615,136,179	8,956,462
短期借入金 一年以内に返済する長期 借入金	797,000 5,652,000	923,000 5,694,000	126,000 42,000
一年以内に償還する放送 債券	1,280,000	1,280,000	0
未払 受信料前受金	55,617,983 97,185,563	51,542,470 101,664,304	4,075,513 4,478,741
その他の流動負債	1,994,963	1,934,830	60,132
流動負債合計	(26,8) 162,527,509	(26,5) 163,038,606	511,096
放送借入金	34,880,000	33,600,000	1,280,000
長期借入金	25,545,000	26,428,000	883,000
退職手当引当金	32,100,000	27,190,431	4,909,568
その他の固定負債	0	4,400,000	4,400,000
固定負債合計	(15,3) 92,525,000	(14,9) 91,618,431	906,668
負債合計	(42,1) 255,052,509	(41,4) 254,657,038	395,471
資本金	297,436,353	306,576,353	9,140,000
準備金	163,375	163,375	0
固定資産充当資本	297,272,978	306,412,978	9,140,000
積立金	51,452,065	44,550,854	6,901,211
建設積立金	8,211,952	8,211,952	0
繰越剰余金	43,240,113	36,338,902	6,901,211
当期事業収支差金	2,238,788	9,351,934	7,113,145

(1) 現金及び預金

(単位 千円)

区 分	平成 8 年度 末	平成 9 年度 末	増 減
現金	124,702	77,405	△ 47,297
預金	5,760,430	5,963,629	193,199
普通預金	66,710,000	36,610,000	△ 30,100,000
定期預金	0	6,000,000	6,000,000
譲渡性預金			
合 計	72,595,133	48,641,035	△ 23,954,097

(2) 受信料未収金及び未収受信料欠損引当金

(単位 千円)

区 分	平成 8 年度 末	平成 9 年度 末	増 減
受信料未収金	17,913,162	18,604,567	691,404
未収受信料欠損引当金	△ 16,522,000	△ 17,066,000	△ 544,000
合 計	1,391,162	1,538,567	147,404

(3) 有価証券

(単位 千円)

区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
国 債	34,290,511	34,274,073	34,274,073	利付東京三菱銀行債券ほか
政 府 債	28,282,891	28,277,917	28,277,917	公営企業債券ほか
政 府 保 証 債	2,077,977	2,076,928	2,076,928	特別鉄道建設債券ほか
非 政 府 保 証 債	1,536,100	1,535,689	1,535,689	東京都公債ほか
地 方 債	550,000	549,865	549,865	電力債券ほか
事 業 債	33,857,919	33,789,148	33,789,148	米国政府機関債ほか
外 債	2,485,764	1,989,760	1,989,760	
合 計	103,081,163	102,493,382	102,493,382	

(4) 貯 蔵 品

(単位 千円)

区 分	平成 8 年度 末	平成 9 年度 末	増 減
放 送 記 念 品	48,860	39,899	△ 8,961

放送記念品の内容は、放送出演記念用ボールペン等である。

(5) 前 払 費 用

(単位 千円)

区 分	平成 8 年度 末	平成 9 年度 末	増 減
翌年度番組関係費	3,569,337	2,928,761	△ 640,576
長期借入金利息	24,997	19,568	△ 5,433
短期借入金利息	638	559	△ 78
その他の前払費用	184,189	436,315	△ 252,125
合 計	3,779,163	3,385,199	△ 393,963

その他の前払費用の内容は、事務室翌年度分賃借料等である。

(6) 未 収 金

(単位 千円)

区 分	平成 8 年度 末	平成 9 年度 末	増 減
有 価 証 券 等 利 息	1,011,679	1,042,542	30,862
その他の未収金	2,821,495	2,774,376	△ 47,119
合 計	3,833,175	3,816,918	△ 16,256

その他の未収金の内容は、国際放送関係交付金等である。

(7) その他の流動資産

(単位 千円)

区 分	平成 8 年度 末	平成 9 年度 末	増 減
差 入 保 証 金	1,880,955	1,878,033	△ 2,921
仮 払 金	133,949	140,320	6,371
合 計	2,014,904	2,018,353	3,449

差入保証金の内容は、事務室賃借保証金等である。また、仮払金の内容は、諸立替払金である。

固定資産

(1) 固定資産の取得及び処分

(単位 千円)

区分	平成8年度末高 (1)	平成9年度		平成9年度末 高 (1)+(2)-(3) (4)	減価償却累計額 (5)	平成9年度末 帳簿価額 (4)-(5)
		増加額 (2)	減少額 (3)			
有形固定資産	841,564,493	81,151,056	37,829,120	884,886,429	535,767,733	349,118,695
建物	179,195,718	9,875,208	2,834,565	186,236,361	62,170,484	124,065,876
構築物	101,592,443	6,451,286	2,076,244	105,967,486	69,296,615	36,670,870
機械及び装置	471,478,056	52,434,193	17,996,327	505,915,923	365,651,827	140,264,095
放送衛星	35,039,295	5,344,347	0	40,383,643	31,398,302	8,985,340
車両及び運搬具	7,597,377	991,888	614,875	7,974,390	5,820,373	2,154,016
器具	2,005,538	109,718	8,883	2,106,373	1,430,130	676,243
土地	28,546,066	142,628	25,113	28,663,581	—	28,663,581
その他の建設仮勘定	16,109,996	5,801,784	14,273,111	7,638,670	—	7,638,670
無形固定資産	19,520,340	12,637	74,153	19,458,824	11,678,511	7,780,313
(有形・無形固定資産計)	861,084,833	81,163,694	37,903,274	904,345,254	547,446,245	356,899,008
出資その他の資産	80,924,811	1,293,662	6,475,611	75,742,862	—	75,742,862
長期保有有価証券	70,966,770	0	5,304,734	65,662,036	—	65,662,036
出資	8,013,636	1,276,150	36,000	9,253,786	—	9,253,786
長期前払費用	1,944,404	17,512	1,134,877	827,039	—	827,039
合 計	942,009,645	82,457,356	44,378,889	980,088,116	547,446,245	432,641,870

注1 有形固定資産及び無形固定資産の増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、61,855,481千円であり、その内容は次のとおりである。

- 新放送施設の整備(衛星放送設備の整備等) 11,782,016千円
- テレビジョン、ラジオ放送網の整備 12,266,910千円
- (総合放送1局、教育放送1局、中波第1放送2局、FM放送1局の完成、放送装置の更新等)
- 放送会館の整備(長野放送会館の整備等) 6,321,677千円
- 番組設備の整備(番組送出設備の整備、地域放送充実のための機器の整備等) 25,922,372千円

研究設備等の整備(研究開発設備の整備、事務機器の整備等) 5,560,504千円

注2 放送衛星増加額5,344,347千円の内容は、10年延払いで取得したBSAT-1aである。

注3 その他の建設仮勘定残高7,638,670千円の内容は、大阪放送会館整備等である。

注4 無形固定資産残高7,780,313千円の内容は、国際放送送信設備等施設利用権7,740,398千円、地上権39,914千円である。

注5 長期前払費用の年度末残高827,039千円の内容は、補完放送衛星地上管制設備管理料金778,098千円、放送所敷地賃借料未経過分等48,941千円である。

(2) 長期保有有価証券

(単位 千円)

区分	債券総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
国債	28,753,454	28,729,336	28,729,336	
金融債	4,800,000	4,800,000	4,800,000	利付興業債券ほか
政府保証債	1,000,000	1,000,000	1,000,000	公営企業債券
地方債	10,461,000	10,455,633	10,455,633	東京都公債ほか
事業債	20,700,000	20,677,066	20,677,066	電力債券ほか
合 計	65,714,454	65,662,036	65,662,036	

(3) 出 資

(単位 千円)

出 資 先	一株の額	平成8年度末貸借対照表計上額	平成9年度		平成9年度末	
			増加額	減少額	出 資 額	取得価額
㈱NHKエンタープライズ	50,000円	952,000	0	0	19,040株	952,000
㈱NHKエデュケーショナル	50,000円	67,000	0	0	1,340株	67,000
㈱NHKソフトウェア	50,000円	67,000	0	0	1,340株	67,000
㈱NHK情報ネットワーク	50,000円	209,500	0	0	4,190株	209,500
㈱NHKフロンティオン	500円	57,000	0	0	114,000株	57,000
㈱NHKアート	500円	126,700	0	0	253,400株	126,700

その他の出資

(単位 千円)

出 資 先	一 株 の 額	平 成 8 年 度 末 貸 借 対 照 表 計 上 額	平 成 9 年 度 増 加 額	平 成 9 年 度 減 少 額	平 成 9 年 度 末 出 株 式 数	取 得 価 格	平 成 9 年 度 末 貸 借 対 照 表 計 上 額
㈱NHKテクノス カルサービス	50,000円	210,000	0	0	4,200株	210,000	210,000
㈱日本放送出版 協会	50円	33,000	0	0	660,000株	33,000	33,000
㈱NHK きんき メディアテラ	50,000円	52,000	0	0	1,040株	52,000	52,000
㈱NHK中部フ リーゼス	50,000円	30,000	0	0	600株	30,000	30,000
㈱NHKちゅう ごくソフトラ ック	50,000円	26,000	0	0	520株	26,000	26,000
㈱NHK九州メ ディアス	50,000円	26,000	0	0	520株	26,000	26,000
㈱NHK東北フ リーゼス	50,000円	26,000	0	0	520株	26,000	26,000
㈱NHK北海道 ビジョン	50,000円	26,000	0	0	520株	26,000	26,000
㈱NHK総合ビ ジネス	500円	40,000	0	0	80,000株	40,000	40,000
㈱NHKアイ テック	500円	151,000	0	0	302,000株	151,000	151,000
㈱NHK文化セ ンター	500円	20,000	0	0	40,000株	20,000	20,000
㈱NHKコン ピューター サービス	50,000円	57,000	0	0	1,140株	57,000	57,000
NHK営業サー ビス㈱	50,000円	120,000	0	0	2,400株	120,000	120,000
㈱NHKフリン テックス	500円	10,000	0	0	20,000株	10,000	10,000
㈱日本文字放送	50,000円	40,000	0	0	800株	40,000	40,000
㈱西日本文字放 送	50,000円	20,000	0	0	400株	20,000	20,000
㈱中部文字放送	50,000円	20,000	0	0	400株	20,000	20,000
㈱放送衛星シ ステム	50,000円	3,800,000	1,187,000	0	99,750株	4,987,500	4,987,500
㈱NHK名古屋 ビルシステム ズ	50,000円	10,000	0	0	200株	10,000	10,000
小 計(25社)	—	6,196,200	1,187,500	0	—	7,383,700	7,383,700

出 資 先	一 株 の 額	平 成 8 年 度 末 貸 借 対 照 表 計 上 額	平 成 9 年 度 増 加 額	平 成 9 年 度 減 少 額	平 成 9 年 度 末 出 株 式 数	取 得 価 格	平 成 9 年 度 末 貸 借 対 照 表 計 上 額
通信・放送機構	—	1,127,542	0	0	—	1,127,542	1,127,542
福岡タワー㈱	50,000円	160,000	0	0	3,200株	160,000	160,000
㈱日本ハイビ ジョン	50,000円	130,000	0	0	2,600株	130,000	130,000
㈱ハイビジョ ンワールド	50,000円	36,000	0	36,000	0株	0	0
㈱国際電気通信 基礎技術研究 所	50,000円	93,900	0	0	1,878株	93,900	93,900
㈱エイ・ティ ール光電波 通信研究所	50,000円	1,024	0	0	446株	22,300	1,024
㈱エイ・ティ ール自動翻 訳電話研究所	50,000円	581	0	0	276株	13,800	581
㈱エイ・ティ ール視聴覚 機構研究所	50,000円	665	0	0	230株	11,500	665
㈱エイ・ティ ール通信シ ステム研究所	50,000円	560	0	0	170株	8,500	560
㈱エイ・ティ ール人間情 報通信研究所	50,000円	27,800	5,100	0	658株	32,900	32,900
㈱エイ・ティ ール音声翻 訳通信研究所	50,000円	29,500	6,350	0	717株	35,850	35,850
㈱エイ・ティ ール知能映 像通信研究所	50,000円	4,500	2,350	0	137株	6,850	6,850
㈱エイ・ティ ール環境適 応通信研究所	50,000円	6,100	5,900	0	240株	12,000	12,000
㈱宇宙通信基礎 技術研究所	50,000円	3,212	0	0	3,365株	169,250	3,212
㈱コンデイクシ タル・テクノ ロジー研究	50,000円	14,217	0	0	2,195株	109,750	14,217

区	分	平成8年度末	平成9年度		年度末
			増加額	減少額	
建設積立資産		8,211,952	0	0	8,211,952

建設積立資産は、放送会館の建設等のための建設費に充てるために積み立てた資産である。

建設の部
当年度末の負債総額は、前年度末の2,550億5,250万9千円に比べ3億9,547万1千円減少し、2,546億5,703万8千円となり、その内容は次表のとおりである。

区	分	平成8年度末		平成9年度末		増減
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
流動負債		162,527,509	63.7	163,038,606	64.0	511,096
固定負債		92,525,000	36.3	91,618,431	36.0	906,568
合 計		255,052,509	100.0	254,657,038	100.0	395,471

流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の1,625億2,750万9千円に比べ5億1,109万6千円増加し、1,630億3,860万6千円となり、その内容は次表のとおりである。

区	分	平成8年度末		平成9年度末		増減
		金額		金額		
短期借入金		797,000		923,000		126,000
一年以内に返済する長期借入金		5,652,000		5,694,000		42,000
一年以内に償還する放送債券		1,280,000		1,280,000		0
未受信料払前受金		55,617,983		51,542,470		4,075,513
その他の流動負債		97,185,563		101,664,304		4,478,741
合 計		1,994,963		1,934,830		60,123

合 計(45社)	—	8,013,636	1,276,150	36,000	—	9,606,292	9,253,786
----------	---	-----------	-----------	--------	---	-----------	-----------

出資は、放送法第9条の2に基づき郵政大臣の認可を受けて出資している。
平成9年度減少額は、会社清算によるものである。

特定資産

当年度末の特定資産は、前年度末の183億5,295万2千円に比べ22億800万円増加し、205億6,095万2千円となり、その内容は次表のとおりである。

区	分	平成8年度末		平成9年度末		増減
放送債券償還積立資産		10,141,000		12,349,000		2,208,000
建設積立資産		8,211,952		8,211,952		0
合 計		18,352,952		20,560,952		2,208,000

(1) 放送債券償還積立資産

(単位 千円)

区	分	平成8年度末	平成9年度		年度末
			増加額	減少額	
放送債券償還積立資産		10,141,000	3,488,000	1,280,000	12,349,000

放送債券償還積立資産は、放送法第42条第4項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産である。

(1) 短期借入金

(単位 千円)

区 分	平成8年度末	増 加 額	減 少 額	平成9年度末
短 期 借 入 金	797,000	923,000	797,000	923,000

短期借入金の借入先別金額は、(株)第一勧業銀行443,000千円、(株)富士銀行115,000千円、(株)住友銀行98,000千円、(株)さくら銀行75,000千円、(株)東京三菱銀行62,000千円、(株)三和銀行49,000千円、(株)日本長期信用銀行23,000千円、(株)日本興業銀行14,000千円、日本生命保険増22,000千円、第一生命保険増22,000千円である。

(2) 未払金

(単位 千円)

区 分	平成8年度末	平成9年度末	増	減
契 約 収 納 事 務 費	4,095,718	4,208,176		112,457
放 送 債 券 利 息	253,634	243,667	△	9,967
納 付 消 費 税	1,681,043	5,359,867		3,678,824
そ の 他 の 未 払 金	49,587,586	41,730,758	△	7,856,827
合 計	55,617,983	51,542,470	△	4,075,513

その他の未払金の内容は、3月分電力料等である。

(3) 受信料前受金

(単位 千円)

区 分	平成8年度末	平成9年度末	増	減
受 信 料 前 受 金	97,185,563	101,664,304		4,478,741

受信料前受金は、翌年度分受信料の収納額である。

(4) その他の流動負債

(単位 千円)

区 分	平成8年度末	平成9年度末	増	減
前 受 収 益 金	74,168	71,853	△	2,315
預 り 金	40,025	39,989	△	35
仮 受 金	1,880,769	1,822,987	△	57,781
合 計	1,994,963	1,934,830	△	60,132

前受収益の内容は技術協力料等であり、預り金は事務室貸渡金等である。

また、仮受金の内容は源泉徴収所得税等である。

固 定 負 債

当年度末の固定負債は、前年度末の925億2,500万円に比べ9億656万8千円減少し、916億1,843万1千円となり、その内容は収表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成8年度末	平成9年度末	増	減
放 送 債 券 借 入 金	34,880,000	33,600,000	△	1,280,000
長 期 借 入 金	25,545,000	26,428,000		883,000
退 職 手 当 引 当 金	32,100,000	27,190,431	△	4,909,568
そ の 他 の 固 定 負 債	0	4,400,000		4,400,000
合 計	92,525,000	91,618,431	△	906,568

(1) 放 送 債 券

(単位 千円)

銘柄 (発行価額、利率)	発行年月日 (償還期限)	発行総額	償 還 額	未 償 還 高	流動負債 (一年以内)
第 97 回放送債券 (99,60円、5.00%)	昭和 68. 1. 27 平成 12. 1. 27	6,000,000	480,000	2,400,000	480,000
第 98 回放送債券 (99,60円、4.80%)	平成 1. 31 (13. 1. 31)	4,000,000	320,000	2,400,000	320,000
第 99 回放送債券 (99,45円、6.70%)	2. 2. 22 (14. 2. 22)	6,000,000	480,000	4,080,000	480,000
第100回放送債券 (100,95円、6.70%)	3. 1. 31 (15. 1. 31)	6,000,000	0	6,000,000	0
第101回放送債券 (100,30円、5.90%)	4. 3. 2 (14. 3. 1)	6,000,000	0	6,000,000	0
第102回放送債券 (99,90円、4.85%)	5. 3. 1 (15. 2. 28)	6,000,000	0	6,000,000	0
第103回放送債券 (99,80円、4.60%)	7. 2. 3 (17. 2. 3)	6,000,000	0	6,000,000	0
合 計	—	40,000,000	1,280,000	5,120,000	33,600,000

放送債券は、政府保証債ではない。

(2) 長期借入金

(単位 千円)

借 入 先	平成8年度末	増 加 額	減 少 額	平成9年度末	
				固定負債	流動負債 (一年以内)
㈱第一勧業銀行	15,942,000	2,364,000	2,888,000	12,685,000	2,733,000
㈱富士銀行	3,618,000	1,053,000	655,000	3,304,000	712,000
㈱住友銀行	3,057,000	902,000	554,000	2,801,000	604,000
㈱さくら銀行	2,340,000	686,000	424,000	2,141,000	461,000
㈱東京三菱銀行	1,934,000	568,000	350,000	1,771,000	381,000
㈱三和銀行	1,529,000	450,000	277,000	1,400,000	302,000
㈱日本長期信用銀行	811,000	139,000	147,000	661,000	142,000
日本生命保険㈱	749,000	158,000	136,000	634,000	137,000
第一生命保険㈱	749,000	158,000	136,000	634,000	137,000
㈱日本興業銀行	468,000	99,000	85,000	397,000	85,000
合 計	31,197,000	6,577,000	5,652,000	26,428,000	5,694,000

(3) 退職手当引当金

(単位 千円)

区 分	平成8年度末	増 加 額	減 少 額		平成9年度末
			目的使用	その他	
退職手当引当金	32,100,000	0	4,909,568	0	27,190,431

平成9年度末残高27,190,431千円は、期末要支給額に対して20.6%である。

(4) その他の固定負債

(単位 千円)

区 分	平成8年度末	平成9年度末	増	減
その他の固定負債	0	4,400,000	4,400,000	

その他の固定負債の内容は、放送衛星B S A T-1aの未払分である。

資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の3,511億2,720万7千円に比べ93億5,193万4千円増加し、3,604億7,914万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	平成8年度末	平成9年度末	増	減
資 本	297,436,353	306,576,353	9,140,000	
積 立 金	51,452,065	44,550,854	△	6,901,211
当期事業収支差金	2,238,788	9,351,934	7,113,145	
合 計	351,127,207	360,479,141	9,351,934	

(1) 資 本

(単位 千円)

区 分	平成8年度末	平成9年度末	増	減
承 継 資 本	163,375	163,375	0	
固定資産充当資本	297,272,978	306,412,978	9,140,000	
合 計	297,436,353	306,576,353	9,140,000	

承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産である。

当年度末の固定資産充当資本は3,064億1,297万8千円であり、その内容は次のとおりである。

固定資産再評価益の資本組み入れ額 30億8,857万7千円
資本支出に充当し固定資産化されたものの累積額 3,033億2,440万円
なお、当年度末の固定資産充当資本の増加91億4,000万円は、当年度の前期繰越金受入れにより放送債券償還のために積み立てた額34億8,800万円と長期借入金の返還に使用した額56億5,200万円を組み入れたものである。

(2) 積 立 金

(単位 千円)

区 分	平成8年度末	平成9年度末	増	減
建設積立金	8,211,952	8,211,952	0	
繰越剰余金	43,240,113	36,338,902	△	6,901,211
合 計	51,452,065	44,550,854	△	6,901,211

当年度末の繰越剰余金363億3,890万2千円は、前年度末の繰越剰余金に、前年度の当期事業収支差金22億3,878万8千円を繰り入れ、当年度に固定資産充当資本に組み入れた額91億4,000万円を差し引いたものである。

(3) 当期事業収支差金

(単位 千円)

区	分	平成8年度末	平成9年度末	増	減
当期事業収支差金		2,238,788	9,351,934	7,113,145	

当年度末の当期事業収支差金は、98億5,193万4千円であり、これは翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

(受託業務等勘定)

(単位 千円)

区	分	平成8年度末	平成9年度末	増	減
現金及び預金		2,373,000	8,665,107	6,292,107	
流動資産合計		2,373,000	9,737,000	7,364,000	
負債・資本					
未払金		2,373,000	9,737,000	7,364,000	
流動負債合計		2,373,000	9,737,000	7,364,000	
負債・資本合計		2,373,000	9,737,000	7,364,000	

資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の237万3千円に比べ736万4千円増加し、973万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	平成8年度末	平成9年度末	増	減
現金及び預金		2,373,000	8,665,107	6,292,107	
合計		2,373,000	9,737,000	7,364,000	

(1) 現金及び預金

(単位 千円)

区	分	平成8年度末	平成9年度末	増	減
普通預金		2,373,000	8,665,107	6,292,107	

(2) 未収金

(単位 千円)

区	分	平成8年度末	平成9年度末	増	減
未収収益		0	1,071,000	1,071,000	

負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の237万3千円に比べ736万4千円増加し、973万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	平成8年度末	平成9年度末	増	減
未払金		2,373,000	9,737,000	7,364,000	

(1) 未払金

(単位 千円)

区	分	平成8年度末	平成9年度末	増	減
納付消費税		2,284,000	8,895,000	6,611,000	
その他の未払金		89,000	842,000	752,000	

2.3 損益計算書

(比較損益計算書)

(一般勘定)

(単位 千円)

区	分	平成8年度	平成9年度	増	減
経常事業収入		(100,000)	(100,000)	25,604,483	
受信料		587,959,625	611,672,061	23,712,436	
経交入金収入		2,186,006	1,978,213	207,793	

(次頁) 附

事 業 支 出	副 次 収 入			
	経 常 事 業 支 出	(96.8)	(96.8)	13,208,676
国内放送送	236,362,470	243,208,588	6,846,117	
国際放送送	6,480,135	6,756,850	276,715	
契約収納費	55,999,701	56,916,535	916,834	
受信対策費	1,964,202	2,012,508	48,305	
広報報費	2,859,484	2,884,215	24,731	
調査研究費	7,888,914	8,002,063	113,148	
給与	146,581,043	147,113,168	532,125	
退職手当・厚生費	48,944,452	49,475,578	531,125	
一般管理費	13,892,064	14,270,215	378,150	
減価償却費	51,407,385	54,404,807	2,997,422	
未収受信料欠損償却費	16,522,000	17,066,000	544,000	
経常事業収支差金	(1.2) 7,290,224	(3.2) 19,686,031	12,395,807	
経常事業外収入	(1.2) 7,078,756	(1.0) 6,245,832	△ 832,923	
財務収入	6,437,024	5,358,819	△ 1,078,205	
雑収入	641,731	887,013	245,281	
経常事業外支出	(1.7) 10,511,115	(2.6) 16,416,215	5,905,100	
財務費	10,511,115	16,416,215	5,905,100	
経常事業外収支差金	(△0.5) 3,432,358	(△1.6) 10,170,382	△ 6,738,024	

経 常 収 支 差 金		(0.7)	(1.6)	5,657,783
当 期 剰 余 金		3,857,865	9,515,648	
特 別 収 入	特 別 収 入	(0.1) 864,826	(0.3) 1,980,673	1,115,847
	固定資産売却益	571,835	1,475,002	903,166
	固定資産受贈益	91	94,015	93,924
	過年度損益修正益	292,899	411,655	118,756
収 支	特 別 支 出	(0.4) 2,483,902	(0.4) 2,144,388	△ 339,514
	固定資産売却損 固定資産除却損	50,685 2,433,217	76,771 2,067,616	26,086 △ 365,601
当 期 事 業 収 支 差 金		(0.4) 2,238,788	(1.5) 9,351,934	7,113,145
事 業 収 支 剰 余 金		2,238,788	9,351,934	7,113,145

(注) ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

経常事業収支

経常事業収入6,217億9,656万3千円に対し、経常事業支出は6,021億1,053万2千円であり、差し引き経常事業収支差金は196億8,603万1千円である。

なお、前年度の経常事業収入5,961億9,208万円、経常事業支出5,889億185万5千円に比較すれば、経常事業収入は256億448万3千円、経常事業支出は132億867万6千円の増加である。

経常事業収入

経常事業収入の増加は、主として受信契約件数の増加等に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

区 分	平成 8 年度	平成 9 年度	増 減
受 信 料 入	587,959,625	611,672,061	23,712,436
交 付 金 収 入	2,186,006	1,978,213	△ 207,793
副 次 収 入	6,046,448	8,146,289	2,099,840
合 計	596,192,080	621,796,563	25,604,483

(1) 受 信 料 (単位 千円)

区 分	平成 8 年度	平成 9 年度	増 減
基 本 受 信 料	506,987,077	522,240,599	15,253,522
衛 星 付 加 受 信 料	80,972,548	89,431,462	8,458,914
合 計	587,959,625	611,672,061	23,712,436

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千件)

区 分	平成 8 年度	平成 9 年度	増 減
カ ラ ー 契 約	△ 26,257	△ 329	25,928
普 通 契 約	△ 768	△ 52	716
衛 星 カ ラ ー 契 約	7,291	8,080	621
合 計	7,291	8,080	621

衛 星 普 通 契 約	年 度 初 頭 加 増 年 度	42 4 46	46 0 46
特 別 契 約	年 度 初 頭 加 増 年 度	16 0 16	△ 16 15
契 約 総 数	年 度 初 頭 加 増 年 度	34,374 412 34,786	34,786 450 35,236

(2) 交 付 金 収 入 (単位 千円)

区 分	平成 8 年度	平成 9 年度	増 減
国 際 放 送 関 係 交 付 金	1,897,941	1,959,177	61,236
選 挙 放 送 関 係 交 付 金	288,065	19,036	△ 269,029
合 計	2,186,006	1,978,213	△ 207,793

国際放送関係交付金は、国際放送実施経費のうち、放送法第33条に基づき実施した国際放送に要する費用を郵政省所管一般会計から受け入れたものである。

また、選挙放送関係交付金は、公職選挙法第150条及び第151条に基づき実施した政見放送及び経歴放送に要する費用を自治省所管一般会計等から受け入れたものである。

(3) 副 次 収 入 (単位 千円)

区 分	平成 8 年度	平成 9 年度	増 減
一 般 業 務 収 入	5,750,327	7,772,197	2,021,870
受 託 業 務 等 収 入	296,121	374,092	77,970
合 計	6,046,448	8,146,289	2,099,840

受託業務等収入374,092千円は、放送法第9条第3項に基づき実施した業務による収入であり、「受託業務等勘定」において間接経費として発生した人件費、減価償却費等相当額315,141千円と当期事業収支差金58,951千円を「一般勘定」に受け入れたものである。

経常事業支出

平成9年度事業計画に基づき、経営全般にわたり極力業務の効率的運営を推進しつつ、各部門の業務活動を積極的に実施した結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成8年度	平成9年度	増 減
国内放送送達費	236,362,470	243,208,588	6,846,117
国際放送送達費	6,480,135	6,756,850	276,715
契約受信対策費	55,999,701	56,916,535	916,834
受信対策費	1,964,202	2,012,508	48,305
広報費	2,859,484	2,884,215	24,731
調査研究費	7,888,914	8,002,063	113,148
給与	146,581,043	147,113,168	532,125
退職手当・厚生費	49,944,452	49,475,578	531,125
一般管理費	13,892,064	14,270,215	378,150
減価償却費	51,407,385	54,404,807	2,997,422
未収受信料欠損償却費	16,522,000	17,066,000	544,000
合 計	588,901,855	602,110,532	13,208,676

(1) 国内放送費

(単位 千円)

区 分	平成8年度	平成9年度	増 減
番組組立費	183,195,373	186,710,556	3,515,183
技術運用費	53,167,097	56,498,031	3,330,933
合 計	236,362,470	243,208,588	6,846,117

(2) 国際放送費

(単位 千円)

区 分	平成8年度	平成9年度	増 減
ラジオ国際放送費	4,644,714	4,678,318	33,603
テレビジョン国際放送費	1,835,420	2,078,532	243,111
合 計	6,480,135	6,756,850	276,715

(3) 契約収納費

(単位 千円)

区 分	平成8年度	平成9年度	増 減
契約収納業務費	39,073,504	39,290,791	217,287
契約収納推進費	16,926,196	17,625,743	699,547
合 計	55,999,701	56,916,535	916,834

(4) 受信対策費

(単位 千円)

区 分	平成8年度	平成9年度	増 減
受信改善費	315,985	332,935	16,949
受信対策推進費	1,646,217	1,679,573	31,356
合 計	1,964,202	2,012,508	48,305

(5) 広報費

(単位 千円)

区 分	平成8年度	平成9年度	増 減
視聴者意向収集費	1,374,889	1,529,886	154,996
広報推進費	1,484,594	1,354,328	△ 130,265
合 計	2,859,484	2,884,215	24,731

(6) 調査研究費

(単位 千円)

区 分	平成 8 年度	平成 9 年度	増 減
番組調査研究費	1,428,737	1,242,240	△
技術研究費	6,460,177	6,759,823	299,646
合 計	7,888,914	8,002,063	113,148

(7) 給与

(単位 千円)

区 分	平成 8 年度	平成 9 年度	増 減
職員給与報酬	146,168,243	146,693,505	525,261
役員報酬	412,799	419,663	6,864
合 計	146,581,043	147,113,168	532,125

(8) 退職手当・厚生費

(単位 千円)

区 分	平成 8 年度	平成 9 年度	増 減
退職手当	24,624,513	24,968,544	344,030
厚生保健費	24,319,939	24,507,034	187,095
合 計	48,944,452	49,475,578	531,125

(9) 一般管理費

(単位 千円)

区 分	平成 8 年度	平成 9 年度	増 減
施設管理費	7,023,205	7,673,298	650,092
職員管理費その他	6,868,859	6,596,917	△
合 計	13,892,064	14,270,215	378,150

(10) 減価償却費

(単位 千円)

区 分	取得価額	平成 9 年度 償却額	償却累計額	帳簿価額	償却 累計率 %
有形固定資産	848,584,178	53,141,806	535,767,733	312,816,444	63.1
建築物	186,236,361	5,383,252	62,170,484	124,065,876	33.4
構築物	105,967,486	3,631,407	69,296,615	36,670,870	65.4
機械及び装置	505,915,923	37,972,091	365,651,827	140,264,095	72.3
放送衛星	40,383,643	5,344,232	31,398,302	8,985,340	77.8
車両及び運搬具	7,974,390	722,086	5,820,373	2,154,016	73.0
器具	2,106,373	88,735	1,430,130	676,243	67.9
無形固定資産	19,418,910	1,263,000	11,678,511	7,740,398	60.1
施設利用権	19,418,910	1,263,000	11,678,511	7,740,398	60.1
合 計	868,003,088	54,404,807	547,446,245	320,556,842	63.1

経常事業外収支

経常事業外収入は、62億4,583万2千円であり、経常事業外支出は164億1,621万5千円であり、差し引き経常事業外収支差金は△101億7,038万2千円である。その内容は次表のとおりである。

経常事業外収入

(単位 千円)

区 分	平成 8 年度	平成 9 年度	増 減
財務収入	6,437,024	5,358,819	△
雑収入	641,731	887,013	245,281
合 計	7,078,756	6,245,832	△

(1) 財務収入

(単位 千円)

区 分	平成 8 年度	平成 9 年度	増 減
受 取 利 息	6,388,204	5,335,909	△ 1,052,295
受 取 配 当 金	48,820	22,910	△ 25,910
合 計	6,437,024	5,358,819	△ 1,078,205

経常事業外支出

(単位 千円)

区 分	平成 8 年度	平成 9 年度	増 減
財 務 費	10,511,115	16,416,215	5,905,100
支 払 利 息	2,448,788	2,324,808	△ 123,979
放 送 債 券 発 行 償 還 経 費	27,652	20,138	△ 7,513
建 設 仕 入 消 費 税	1,729,137	2,800,886	1,071,749
納 付 消 費 税	6,305,586	11,270,381	4,964,844

特 別 収 入

特別収入は、固定資産売却益等の特別収入は、19億8,067万3千円であり、固定資産売却損等の特別支出は21億4,438万8千円であり、その内容は次表のとおりである。

特 別 収 入

(単位 千円)

区 分	平成 8 年度	平成 9 年度	増 減
固 定 資 産 売 却 益	571,835	1,475,002	903,166
固 定 資 産 受 贈 益	91	94,015	93,924
過 年 度 損 益 修 正 益	292,899	411,655	118,756
合 計	864,826	1,980,673	1,115,847

過年度損益修正益411,655千円の内容は、平成8年度分受信料欠損額確定に伴う修正益である。

特 別 支 出

(単位 千円)

区 分	平成 8 年度	平成 9 年度	増 減
固 定 資 産 売 却 損	50,685	76,771	26,086
固 定 資 産 除 却 損	2,433,217	2,067,616	△ 365,601
合 計	2,483,902	2,144,388	△ 339,514

当期事業収支差金

経常事業収支差金196億8,603万1千円に経常事業外収支差金△101億7,038万2千円を加えた経常収支差金は95億1,564万8千円である。

これに、特別収入19億8,067万3千円を加え、特別支出21億4,438万8千円を差し引いた当期事業収支差金は93億5,193万4千円である。

なお、この当期事業収支差金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

(受託業務等勘定)

(単位 千円)

区 分	平成 8 年度	平成 9 年度	増 減
経 常 事 業 収 入	(100,0) 310,599	(100,0) 399,171	88,571
受 託 業 務 等 収 入	310,599	399,171	88,571
経 常 事 業 支 出	(82,2) 255,289	(80,5) 321,515	66,226
受 託 業 務 等 費	255,289	321,515	66,226
経 常 事 業 収 支 差 金	(17,8) 55,310	(19,5) 77,655	22,344
経 常 事 業 外 支 出	(2,9) 8,884	(4,7) 18,704	9,820
財 務 費	8,884	18,704	9,820

経常事業外収支差金	△	(△2,9) 8,884	△	(△4,7) 18,704	△	9,820
当期事業収支差金		(14,9) 46,426		(14,8) 58,951		12,524
当期繰入前剰余金		46,426		58,951		12,524
一般勘定への繰入れ		46,426		58,951		12,524

(注) ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

経常事業収支

経常事業収入3億9,917万1千円に対し、経常事業支出は3億2,151万5千円であり、差し引き経常事業収支差金は7,765万5千円である。その内容は次表のとおりである。

経常事業収入

受託業務等収入の内訳は次表のとおりである。

区 分	平成8年度	平成9年度	増 減
1号業務収入	304,164	365,927	61,763
2号業務収入	6,435	33,244	26,808
合 計	310,599	399,171	88,571

1号業務収入は、協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することによる収入である。

また、2号業務収入は、委託により、放送番組等を制作すること等による収入である。

経常事業支出

受託業務等費の内訳は次表のとおりである。

区 分	平成8年度	平成9年度	増 減
1号業務費	250,070	295,131	45,060
2号業務費	5,218	26,383	21,165
合 計	255,289	321,515	66,226

1号、2号業務費の人員費、減価償却費等の総額は315,141千円である。

経常事業外収支
経常事業外支出は1,870万4千円であり、これにより経常事業外収支差金は△1,870万4千円である。その内容は次表のとおりである。

区 分	平成8年度	平成9年度	増 減
財 務 費	8,884	18,704	9,820
納 付 消 費 税	8,884	18,704	9,820

当期事業収支差金

経常事業収支差金7,765万5千円に経常事業外収支差金△1,870万4千円を加えた当期事業収支差金は5,895万1千円で、この当期事業収支差金は「一般勘定」へ繰り入れた。

2.4 子会社及び関連会社に対する債権及び債務

(単位 千円)				
区 分	短 期 債 権		増	減
	未 収			
	平成8年度末	平成9年度末		
科 目			金	
会 社 名				
㈱NHK情報ネットワーク	4,838	3,050	△	1,788
㈱NHKエンタープライズ21	106,378	1,133	△	105,245
㈱NHKテラニカルサービス	0	1,071		1,071
㈱NHK総合ビジネス	0	315		315
合 計	111,217	5,571	△	105,646

債 務		(単位 千円)	
区 分 科 目	短 期 債 務	増 減	
	未 払 金		
会 社 名	平成8年度末	平成9年度末	
(株)N H K アイ テ ッ ク	2,430,089	1,848,195	△ 581,893
(株)N H K エ ン タ ー プ ラ イ ズ 21	1,464,922	1,754,365	289,443

		(単位 千円)	
区 分	長 期 債 権		
他 社 名	その他の固定負債(未払金)	増	減
平成8年度末	平成9年度末		
0	4,400,000	4,400,000	
合 計		8,536,215	431,368

		(単位 千円)	
区 分	長 期 債 権		
他 社 名	その他の固定負債(未払金)	増	減
平成8年度末	平成9年度末		
0	4,400,000	4,400,000	
合 計		8,536,215	431,368

3 主たる設備の状況
主たる設備の状況は次表のとおりである。

区 分	土 地		建 物		機械及び装置	放 送 衛 星	その他の固定資産	帳簿価額合計
	面 積	金 額	面 積	金 額				
放 送 衛 星	369,282㎡	15,079,676千円	586,429㎡	86,559,068千円	108,143,083千円	—	8,510,542千円	218,292,369千円
(うち、放送センター)	(82,650)	(5,079,536)	(217,864)	(30,857,066)	(55,664,485)	—	(2,929,557)	(94,530,644)
テレビジョン放送所	483,379	526,405	44,335	5,358,686	19,953,673	—	12,944,560	38,783,324
ラジオ放送所	2,172,886	8,758,085	35,646	6,497,212	4,657,438	—	4,388,986	24,301,731
テレビジョン共同受信施設	—	—	—	—	—	—	12,118,801	12,118,801
放送衛星	—	—	—	—	—	8,935,340	—	8,985,340
その他の施設	2,206,688	4,299,404	251,412	25,650,910	7,509,900	—	1,538,241	38,998,455
合 計	5,232,235	28,663,581	917,821	124,065,876	140,264,095	8,935,340	39,501,131	341,480,025

注1 その他の施設は放送技術研究所、放送文化研究所、通信部等である。
注2 その他の固定資産は構築物、車両及び運搬具、器具である。
注3 放送会館、放送所、放送衛星及びその他の施設のうち共有資産は協会特分を示す。
注4 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のリースリースリース取引の支払リース料は5,273,366千円であり、未經通りリース料期末残高相当額は12,820,068千円(うち、1年以内4,769,044千円、1年超8,051,024千円)、リース物件の取得価額相当額は26,850,112千円、減価償却累計額相当額は14,030,044千円である。なお、これは利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっており、減価償却費相当額の算定方法は定額法による。

4 収入支出の決算の状況

4.1 収入支出の決算

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

4.2 予算総則の適用

(一) 一般勘定	
(1) 予算総則第4条第1項に基づく予算の流用	3億1,000万円
ア 予算が不足する項及び金額	3億1,000万円
イ (国際放送費 1億3,000万円、財務費 1億8,000万円)	
イ 他の項へ流用する項及び金額(国内放送費)	△ 3億1,000万円
(2) 予算総則第5条第1項に基づく翌年度への建設費予算の繰越し	4億6,056万6千円
ア 大阪放送会館の整備費	2億6,071万6千円
イ 佐世保ラジオ放送所目営無線回線整備費等	1億9,985万円
(3) 予算総則第5条第2項に基づく前年度からの建設費予算の繰越し	24億6,910万9千円
ア 大阪、大分、長野放送会館及び放送技術研究所の整備費	18億4,281万8千円
イ 熊本ラジオ放送所放送装置更新経費等	6億2,629万1千円
(4) 予算総則第8条に基づく前期繰越金の使用	56億5,200万円
ア 長期借入金金の減額	56億5,200万円

別表

収入支出決算表

(一) 一般勘定
(事業収支)

平成9年度

款	項	予算			額		決算額 (4)	予算残額 (3)-(4)
		当初額 (1)	予算総則に基づく増減額 第4条第1項流用	増減額 (2) 計	合 (1)+(2) (3)	計		
事業収入	受入金収入	千円 610,997,911	千円 0	千円 0	千円 610,997,911	千円 612,957,070	△	千円 1,959,159
	交付金収入	594,500,385	0	0	594,500,385	594,506,061	△	105,676
	交付金収入	1,974,221	0	0	1,974,221	1,978,213	△	3,992
	交付金収入	7,386,000	0	0	7,386,000	8,146,289	△	780,289
	交付金収入	5,623,305	0	0	5,623,305	5,358,819	△	264,485
	交付金収入	500,000	0	0	500,000	887,013	△	387,013
	交付金収入	1,034,000	0	0	1,034,000	1,980,673	△	946,673
	交付金収入	610,997,911	0	0	610,997,911	603,605,136	△	7,392,774
	交付金収入	244,897,352	△	310,000	244,587,352	243,208,588		1,378,763
	交付金収入	6,638,773	130,000	130,000	6,768,773	6,756,850		11,922
	交付金収入	57,841,404	0	0	57,841,404	56,916,535		924,868
	交付金収入	2,032,992	0	0	2,032,992	2,012,508		20,483
	交付金収入	3,026,812	0	0	3,026,812	2,884,215		142,596

(外号) 号

調査研究費	8,035,744	0	0	8,035,744	8,002,063	33,680
給与	148,918,811	0	0	148,918,811	147,113,168	1,805,642
退職手当	49,485,074	0	0	49,485,074	49,475,578	9,495
一般管理費	14,330,140	0	0	14,330,140	14,270,215	59,924
減価償却費	54,407,000	0	0	54,407,000	54,404,807	2,192
財務費	16,236,809	180,000	0	16,416,809	16,416,215	593
特別支出費	2,147,000	0	0	2,147,000	2,144,388	2,611
予備費	3,000,000	0	0	3,000,000	0	3,000,000
事業収支差金	0	0	0	0	9,351,934	9,351,934

事業収支差金9,351,934千円は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

(資本収支)

款	項	算 額					決 算 額 (4)	繰 越 額 (5)	予 算 残 額 (3)-(4)-(5)
		予 算		合 計		予 算 残 額 (3)-(4)-(5)			
		当 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 (2)	増 減 額 計	増 減 額 計				
資 本 収 入	前 期 繰 越 金 受 入 れ	千円 74,738,000	千円 2,469,109	千円 0	千円 2,469,109	千円 77,207,109	千円 73,552,502	千円 460,566	千円 3,194,040
	減 価 償 却 資 金 受 入 れ	3,488,000	0	5,652,000	5,652,000	9,140,000	9,140,000	0	0
	資 産 受 入 れ	54,407,000	0	0	0	54,407,000	54,404,807	0	2,192
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 受 入 れ	2,227,000	0	0	0	2,227,000	2,150,695	0	76,304
	長 期 借 入 金	1,280,000	0	0	0	1,280,000	1,280,000	0	0
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 受 入 れ	13,336,000	2,469,109	△ 5,652,000	△ 3,182,891	10,153,109	6,577,000	460,566	3,115,543
資 本 支 出	建 設 費	千円 74,738,000	千円 2,469,109	千円 0	千円 2,469,109	千円 77,207,109	千円 73,551,631	千円 460,566	千円 3,194,911
	出 資	62,200,000	2,469,109	0	2,469,109	64,669,109	61,855,481	460,566	2,353,061
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 受 入 れ	2,118,000	0	0	0	2,118,000	1,276,150	0	841,850
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 受 入 れ	3,488,000	0	0	0	3,488,000	3,488,000	0	0
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 受 入 れ	1,280,000	0	0	0	1,280,000	1,280,000	0	0
	長 期 借 入 金 返 還 金	5,652,000	0	0	0	5,652,000	5,652,000	0	0
資 本 収 支 差 金		0	0	0	0	0	870	0	△ 870

前期繰越金 45,482,590千円
 当年度使用額 9,140,000千円(債務償還に充当)
 当年度発生額 9,352,804千円(事業収支差金9,351,934千円と資本収支差金870千円との合計額)
 後期繰越金 45,695,385千円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は45,690,836千円)
 (受託業務等勘定)
 (事業収支)

款	項	算 額			決 算 額	予 算 残 額
		当 初 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 (2)	合 計 (1)+(2) (3)	決 算 (4)	(3)-(4)
事業収入	受託業務等収入	491,000 千円	0 千円	491,000 千円	399,171 千円	91,828 千円
事業支出	受託業務等費	491,000	0	491,000	399,171	91,828
		412,000	0	412,000	340,220	71,779
		389,000	0	389,000	321,515	67,484
		23,000	0	23,000	18,704	4,295
事業収支差金		79,000	0	79,000	58,951	20,048

事業収支差金 58,951千円は、「一般勘定」へ繰り入れた。

投票者氏名

日程第一 千九百九十九年の食糧援助規約の締結
 について承認を求めるの件
 日程第二 千九百九十九年七月二十一日に国際
 コーヒー理事会決議によって承認された千九百九
 十四年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受
 諾について承認を求めるの件

賛成者氏名

二二八名

阿南 一成君 阿部 正俊君
 青木 幹雄君 有馬 朗人君
 井上 吉夫君 井上 裕君
 石井 道子君 石渡 清元君
 市川 一朗君 岩井 國臣君

岩城 光英君 岩崎 純三君
 岩瀬 良三君 岩永 浩美君
 上野 公成君 海老原義彦君
 尾辻 秀久君 大島 慶久君
 大野つや子君 太田 豊秋君
 岡 利定君 岡野 裕君
 加藤 紀文君 加納 時男君
 狩野 安君 鹿熊 安正君
 景山俊太郎君 片山虎之助君
 金田 勝年君 釜本 邦茂君
 鎌田 要人君 亀井 郁夫君
 龜谷 博昭君 河本 英典君
 木村 仁君 岸 宏一君

北岡 秀二君 久世 公堯君
 久野 恒一君 国井 正幸君
 倉田 寛之君 小山 孝雄君
 鴻池 祥肇君 佐々木知子君
 佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
 齊藤 滋宣君 坂野 重信君
 清水嘉子子君 塩崎 恭久君
 陣内 孝雄君 須藤良太郎君
 末広まきこ君 鈴木 政二君
 鈴木 正孝君 世耕 弘成君
 田浦 直君 田中 直紀君
 田村 公平君 竹山 裕君
 武見 敬三君 谷川 秀善君

常田 享許君 中島 啓雄君
 中島 真人君 中原 爽君
 仲道 俊哉君 長峯 基君
 成瀬 守重君 西田 吉宏君
 野沢 太三君 野間 起君
 南野知恵子君 長谷川道郎君
 橋本 聖子君 馳 浩君
 畑 恵君 服部三男雄君
 林 芳正君 平田 耕一君
 保坂 三蔵君 松谷 蒼一郎君
 松村 龍二君 水島 裕君
 瀧手 顕正君 村上 正邦君
 森下 博之君 森田 次夫君

森山 裕君	矢野 哲朗君	大森 礼子君	加藤 修一君	椎名 素大君	菅川 健二君	久野 恒一君	国井 正幸君
山内 俊夫君	山崎 正昭君	風間 昶君	木庭健太郎君	田名部匡省君	堂本 暁子君	倉田 寛之君	小山 孝雄君
山下 善彦君	山本 一太君	沢 たまき君	白浜 一良君	松岡満壽男君	水野 誠一君	鴻池 祥肇君	佐々木知子君
依田 智治君	吉川 芳男君	但馬 久美君	鶴岡 洋君	山崎 力君	石井 一二君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
吉村剛太郎君	脇 雅史君	浜田卓二郎君	浜四津敏子君	西川きよし君	菅野 久光君	斉藤 滋宣君	坂野 重信君
足立 良平君	浅尾慶一郎君	日笠 勝之君	弘友 和夫君	中村 敦夫君	松田 岩夫君	清水嘉与子君	塩崎 恭久君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	福本 潤一君	益田 洋介君	森本 晃司君	〇名	陣内 孝雄君	須藤良太郎君
石田 美栄君	今井 澄君	松 あきら君	森本 晃司君	山下 保君		末広まきこ君	鈴木 政二君
今泉 昭君	海野 徹君	山下 栄一君	阿部 幸代君	阿部 幸代君		鈴木 正孝君	世耕 弘成君
江本 孟紀君	小川 勝也君	渡辺 孝男君	池田 幹幸君	池田 幹幸君		田浦 直君	田中 直紀君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君	井上 美代君	緒方 靖夫君	笠井 亮君		武見 敬三君	谷川 秀善君
勝木 健司君	木俣 佳文君	岩佐 恵美君	笠井 亮君	小泉 親司君		常田 享詳君	中島 啓雄君
北澤 俊美君	久保 巨君	大沢 辰美君	小池 晃君	須藤美也子君		中島 眞人君	中原 爽君
郡司 彰君	小林 元君	小池 晃君	立木 洋君	富樫 練三君		仲道 俊哉君	長峯 基君
小宮山洋子君	小山 峰男君	須藤美也子君	立木 洋君	富樫 練三君		成瀬 守重君	西田 吉宏君
奥石 東君	佐藤 泰介君	橋本 敦君	西山登紀子君	石井 道子君		野沢 太三君	野間 起君
佐藤 雄平君	齋藤 勤君	八田ひろ子君	林 紀子君	市川 一朗君		南野知恵子君	長谷川道郎君
笹野 貞子君	高嶋 良充君	宮本 岳志君	山下 芳生君	岩城 光英君		橋本 聖子君	馳 浩君
竹村 泰子君	谷林 正昭君	吉岡 吉典君	吉川 春子君	岩瀬 良三君		畑 恵君	服部三男雄君
千葉 景子君	角田 義一君	大淵 絹子君	梶原 敬義君	上野 公成君		保坂 三蔵君	松谷蒼一郎君
寺崎 昭久君	内藤 正光君	日下部清代子君	清水 澄子君	尾辻 秀久君		林 芳正君	水島 裕君
直嶋 正行君	羽田雄一郎君	谷本 勲君	照屋 寛徳君	大野つや子君		岡野 裕君	村上 正邦君
長谷川 清君	平田 健二君	田 英夫君	福島 瑞穂君	岡 利定君		加納 時男君	森田 次夫君
広中和歌子君	堀 和利君	測上 貞雄君	三重野栄子君	加藤 紀文君		森下 博之君	矢野 哲朗君
藤井 俊男君	堀 和利君	山本 正和君	阿曾田 清君	狩野 安君		森山 裕君	山崎 正昭君
本田 良一君	前川 忠夫君	泉 信也君	入澤 肇君	景山俊太郎君		山下 善彦君	山本 一太君
松崎 俊久君	松前 達郎君	扇 千景君	田村 秀昭君	金田 勝年君		依田 智治君	吉川 芳男君
円 より子君	峰崎 直樹君	高橋 令則君	月原 茂皓君	鎌田 要人君		吉村剛太郎君	脇 雅史君
柳田 稔君	山下八洲夫君	鶴保 庸介君	戸田 邦司君	亀谷 博昭君		足立 良平君	浅尾慶一郎君
吉田 之久君	和田 洋子君	平野 貞夫君	星野 明市君	木村 仁君		朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
薬科 満治君	荒木 清寛君	渡辺 秀央君	岩本 莊太君	北岡 秀二君			
魚住裕一郎君	海野 義孝君						

石田 美栄君	今井 澄君	森本 晃司君	山下 栄一君
今泉 昭君	海野 徹君	山本 保君	渡辺 孝男君
江本 孟紀君	小川 勝也君	阿部 幸代君	井上 美代君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君	池田 幹幸君	岩佐 恵美君
勝木 健司君	川橋 幸子君	緒方 靖夫君	大沢 辰美君
木俣 佳文君	北澤 俊美君	笠井 亮君	小池 晃君
久保 亘君	郡司 彰君	小泉 親司君	須藤美也子君
小林 元君	小宮山洋子君	立木 洋君	富樫 練三君
小山 峰男君	興石 東君	西山登紀子君	橋本 敦君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	畑野 君枝君	八田ひろ子君
齋藤 勁君	笹野 貞子君	林 紀子君	宮本 岳志君
高嶋 良充君	竹村 泰子君	山下 芳生君	吉岡 吉典君
谷林 正昭君	千葉 景子君	吉川 春子君	大淵 絹子君
角田 義一君	寺崎 昭久君	梶原 敬義君	日下部禧代子君
内藤 正光君	直嶋 正行君	清水 澄子君	谷本 巍君
羽田雄一郎君	長谷川 清君	照屋 寛徳君	田 英夫君
平田 健二君	広中和歌子君	福島 瑞穂君	洲上 貞雄君
福山 哲郎君	藤井 俊男君	三重野栄子君	山本 正和君
堀 利和君	本田 良一君	阿曾田 清君	泉 信也君
前川 忠夫君	松崎 俊久君	入澤 肇君	扇 千景君
松前 達郎君	円 より子君	田村 秀昭君	高橋 令則君
峰崎 直樹君	柳田 稔君	月原 茂皓君	鶴保 庸介君
山下八洲夫君	吉田 之久君	戸田 邦司君	平野 貞夫君
和田 洋子君	薬科 満治君	星野 明市君	渡辺 秀央君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君	岩本 莊太君	椎名 素夫君
海野 義孝君	大森 礼子君	菅川 健二君	田名部匡省君
加藤 修一君	風間 昶君	堂本 暁子君	松岡満壽男君
木庭健太郎君	沢 たまき君	水野 誠一君	山崎 力君
白浜 一良君	但馬 久美君	石井 一二君	西川きよし君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君	菅野 久光君	中村 敦夫君
浜四津敏子君	日笠 勝之君	松田 岩夫君	
弘友 和夫君	福本 潤一君		
益田 洋介君	松 あきら君		

反対者氏名

○名

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 三〇円 三〇円